

特110

776



始



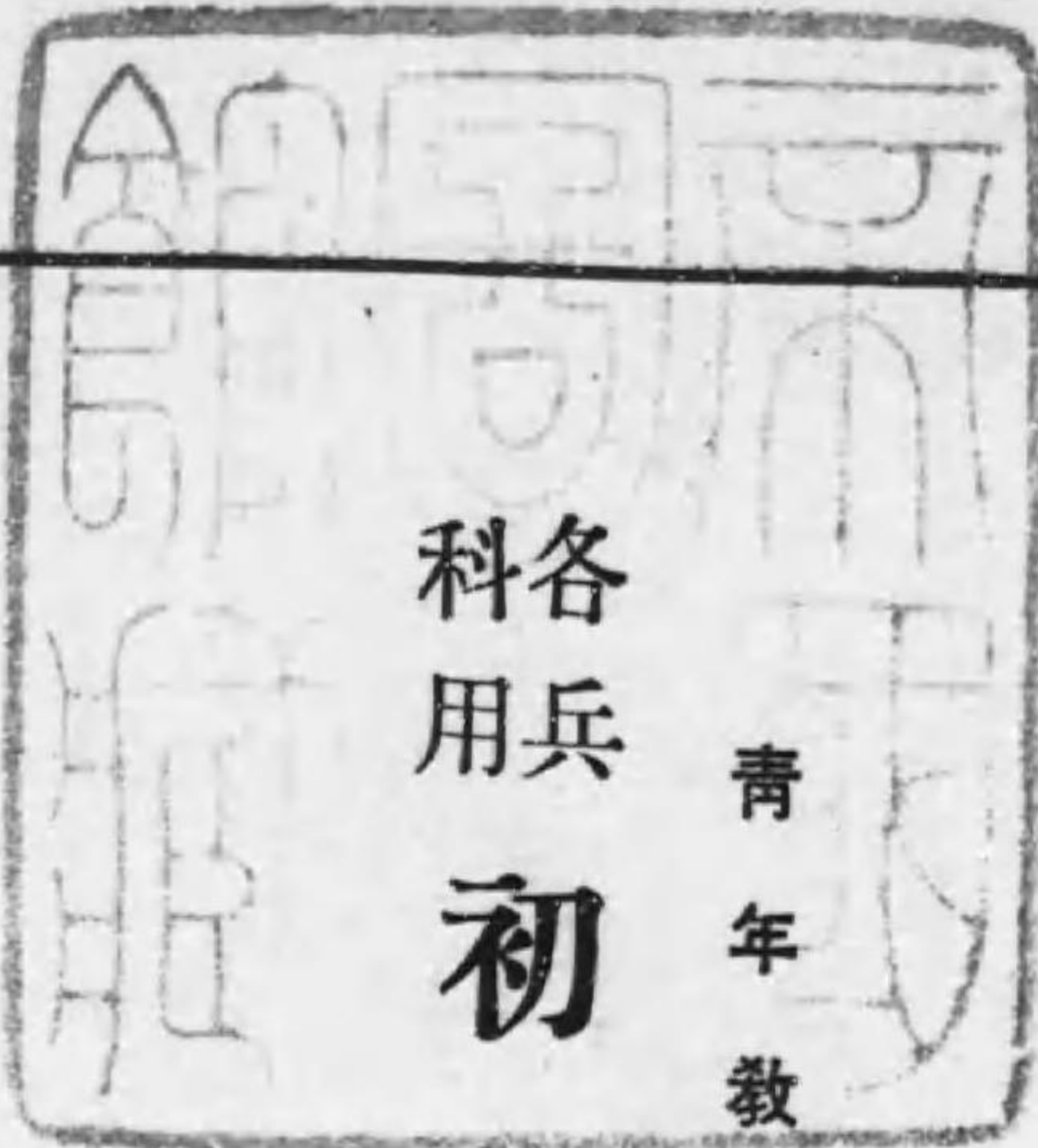
青年教育會編

各兵  
科用  
**初年兵讀本**

青年教育會發行

特 112

776



科各  
用兵  
初

青  
年  
教  
育  
會  
編

年  
兵  
讀  
本

青  
年  
教  
育  
會  
發  
行

大 正  
15. 9. 20  
內 交

## 序

世に兵營生活を説く書多しと雖も、その多くは部分的に流るゝか、然らざれば難解を免れず、剩へ無味乾燥に失して、眞に兵營生活者の、日常伴侶たるに價する良書なきを遺憾とす、頃者國防の國民化を求むるの聲喧しきに方り、國民の間に國防の智識を普及すると共に、兵營生活の實相を如實に知らしむるは、蓋し刻下の急務たりとす、

即ち本書は専ら意を此點に注ぎ、最も通俗的に、平易の事例に従ひ、讀む者をして興味を覺へつゝ、兵營の實生活に入らしむるに務めたり、稿成るに及んで、陸軍省軍務局に校閲を乞ひしに、懇切に査閲を賜はりたるは、編者望外の光榮とする所、本書にして若し、兵營生活に入らんとする青年子弟を、裨益す

るの外、尙ほ國民の軍事教育に益する所あらば、編者の望は即ち足る。  
大正十五年八月

編者謹識

各兵科用 初年兵讀本—目次

入隊の意義……………一

勅諭謹解(明治天皇)……………三

大内山の愁雲……………三二

勅諭謹解(今上陛下)……………三三

讀法義解……………四二

起居の注意……………五六

イ、點呼の話……………五九

- 目、週番勤務者の話……………六〇
- ハ、兵營の配置……………六一
- ニ、中隊附諸官の職責……………六三
- ホ、診断の話……………六五
- ハ、郵便物取扱ひに就て……………六八
- ト、先輩に注目せよ……………六九
- チ、喇叭の音を早く覺へる事……………七一
- リ、身體をコマメに働かせ……………七二
- ヌ、明瞭活潑なる言語を必要とす……………七三
- ル、仕事はテキパキとせよ……………七四
- ヲ、無駄口を利くな……………七五

- ワ、清潔にする事……………七六
- カ、俸給は誰から貰ふか……………七八
- ヨ、金は持たぬ様にせよ……………七九
- タ、金の貸借りをするな……………八一
- レ、貴重な品物を持つて居るな……………八三
- ソ、必要外の物は持込むな……………八五
- ツ、物の置場を嚴格にせよ……………八六
- ネ、悪い戦友とは深く交際するな……………八八
- ナ、日曜の利用法に就て……………九〇
- ラ、暴飲暴食をするな……………九二
- ム、歸營時間を忘れるな……………九五

- ウ、 缺禮せぬやうに氣をつけよ……………九八
- キ、 所持品の始末について……………一〇一
- ノ、 家底との通信に關する注意すべき事項……………一〇三
- オ、 面會人を餘り呼ぶな……………一〇七
- ク、 被服を大切にせよ……………一〇九
- ヤ、 武器の錆を恐れよ……………一一一
- マ、 靴は常に磨け……………一一三
- ケ、 雑談のヒマに本を讀め……………一一三
- フ、 他人を妬んだり羨むな……………一一五
- コ、 悪口されても他人を恨むな……………一一六
- エ、 責任觀念を知れ……………一一八

—(完)—

- テ、 贈物に就て……………一二九
- ア、 火の元を用心せよ……………一二二

# 科各 用兵 初年 兵讀本

青年教育會編

## 入隊の意義

大日本帝國の軍人として、入隊した事は男子の本領であり、名譽である、  
至尊陛下の臣子として、幾萬同胞の中より選ばれ身を軍籍におき、一朝有事の際は、劍を揮つて立ち、國防の重任を擔ひ、平時は精神體軀の練磨をなし、社會の濁流を清め、風紀を維持する、實に社會人心の教示者たるの義務を負ふものである。



さらば入隊のその日より、各員の双肩には大日本帝國の安泰てふ事がかゝつてゐる。以て各員の一舉手一踏足、一言一行、これ皆な國家の安危を左右するものである、然らば各員は此入隊の重大なる意義に對し、完からしめんと努力せんには、如何にすべきか、

畏くも、明治十五年一月四日、明治天皇陛下の、陸海軍々人に下し賜へたる、大御勅諭を、日夜奉持し、拜誦し、眷々服膺して、聖旨に副ひ奉らば足るのである。以て帝國軍人の面目を施し、延いては社會民衆の最良模範たるの覺悟がなければならぬ。

謹んで左に大御勅諭の詳解を述べる。

### 勅諭 謹解

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵どもを率ゐ中國のまつろはぬものどもを討ち平げ給ひ、高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。

(この大御言葉を謹みて按ずるに、我國の軍隊を統率し給ふ事は、畏くも上古建國の創始より、連綿三千有餘年の今日迄、又遼遠億萬年の後迄も、天地と

共に動かぬ所であると、仰せ給ふたのである。「大伴」は、道臣命の御子孫であり、又「物部」は、可美真手命の御子孫であつて、共に忠勇武絶の軍人であつた、又「まつろはぬもの」とは天皇に従ひ奉らぬものゝ事であり、高御座」とは、天皇の御位を申し奉る、即ち通俗なる言葉で申せば、「日本の軍隊は、天皇御自身でお率の遊ばされ、皇祖神武天皇は、忠誠無二の軍隊を従はせられて、従ひ奉らぬ者共を討伐遊ばし天皇の御位に即かせ給ふて、今日まで二千五百年以上の、長い歴史を持つ國である」と宣ふたのである。

此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき、古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、

時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき、

(世の中は刻々として移り變つてゐる、ために軍隊の制度(兵制)も時に多少は變化したがその根本の制度には變りはない、即ち、兵馬の大權は、常に、天皇躬づから掌握遊ばされ、時には、皇后や、皇太子の代らせられた事もあつたが、大體に於て、兵馬の大權は、至尊陛下の御手を離れた事がないといふ意味である。)

中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き左右馬寮を建て、防人など設けられしか

は、兵制は整ひたれども、打續ける昇平に狃れて、  
朝廷の政務も漸文弱に流れければ、兵農おのづから  
二に分れ、古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り、  
遂に武士となり、兵馬の權は一向に其武士どもの棟  
梁たる者に歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手  
に落ち、凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。

(三千年餘の長い歴史を有する、大日本帝國の軍隊の制度も、中世、即ち中頃  
に至つて唐國風、つまり支那式にお改めになつて、六衛府を置きとは、左近  
衛、右近衛、左兵衛、右兵衛、左衛門、右衛門、の六府で、共に軍隊の事務

を司つた處である、又『左右馬寮』とは、左馬寮、右馬寮の二府で、軍馬の  
事務を司つた處である、『防人』とは、昔、諸國の兵隊を以て、今の要塞地  
の如き所を守らして外國から攻め寄せるものを防がしめたので今で言へば、  
要塞に駐屯してゐる兵隊の意味である斯様に制度の上では唐國風に模倣して、  
表面は整然としたが、『朝廷の政務』今日の政治が墮弱に流れて、はては、千  
古萬古、至尊陛下の御手になければならぬ兵馬の大權、即ち、軍隊を率ゐ給  
ふ權限が重だつた武士の手に移つて、挽回する事の出来ない事になつて終つ  
たと仰せられたのである。

即ち、源氏と平家とが現はれて、相ひ戦ふた後は、武家政治の手初めとして、  
鎌倉幕府が出来て、北條は九代も續き、兵馬の大權を掌握してゐた、次で足  
利時代となつて十三代、(室町時代)世の中は刈菰ミ亂れ果てた、更に織田信

長、豊臣秀吉、次で徳川家康の時代となり、實に徳川十五代、即ち明治戊辰の戦争まで、七百年間、畏くも世々の天皇が如何に宸襟を惱し給ふたかは、歴史を繙く者の悲憤慷慨する所である。

世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、淺間しき次第なりき。

(以て、明治天皇陛下が、如何に大御心を惱せられしかを拜察するも亦恐れ多い事である)

降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國

の事とも起りて、其侮をも受けぬべき勢に迫りたれば、朕が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも、又惶けれ、然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初、征夷大將軍其政權を返上し、大名小名其版籍を奉還し、年を経ずして海内一統の世となり、古の制度に復しぬ、

(徳川時代の末期に至つて、この政治は亂れて來た、而も國民が徳川幕府に對して、怨嗟の聲を放つと云ふ風な有様になつた折しも、『外國の事とも』とは外國から、貿易を申込んで來る等の事が起つて、所謂、内憂外患の際、明治

天皇の御父君『皇考』は崩れさせ給ふたので、御幼年で在せられた明治天皇は、『天津日嗣』天子の御位に即かせられたのである。而して『征夷大將軍』即ち徳川將軍は政權を返上したし、又諸國を領して居つた、大名や小名、『版籍を奉還す』とは、領地を返上し奉つた、斯くして七百年間武家に弄ばれてゐた、兵馬の大權は、皇祖神武天皇の御親政の古に復したのである。

是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども、併我臣民の其心に順逆の理を辯へ、大義の重きを知れるが故にこそあれ、されば此時に於て、兵制を更め、我國の光を耀さんと思ひ、此十五年が程に陸海

軍の制をば今の様に建定めぬ、

(明治維新の大偉業は、實に明治天皇の、歎慮宸襟より出でし結果であるが、畏くも、天皇にはその御偉業を、御射らの功に遊ばされずして、その一半を歴代の、天皇の神靈に歸せしめられ、更にその一端を我等臣民の功に歸せさせられ給ふた事は、實に臣下の末代までの光榮であらねばならぬ。即ち『良弼』と宣ふた事は、大君を輔佐し奉つた臣下の事であり、『蒼生』とは億兆の人民の謂である、『順』とは従ひ奉る事、『逆』とはこれの反對であるから、つまり『順逆の理を辨へ大義の重きを』と仰せられたのは、臣下としての道理を心得てと宣ふたのである。勿論、君側に仕へる忠臣もなければならぬし、一般人民の心持も、陛下に従ひ奉るの精神なくては叶はぬ事ではあるが陛

下の御威徳に依つて起る問題でなくてなんであらうか、又これに依つて此を  
観れば、今日の軍隊制度は、實に明治維新後、即ち明治初年から、十五年の  
間、恐れ多くも、陛下の日夜御軫念遊ばされた結果、出来たものである。

夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば、其司々をこそ  
臣下には任すなれ、其大綱は朕親之を攬り、肯て臣  
下に委ぬべきものにあらず、子々孫々に至るまで、  
篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義  
を存して、再中世以降の如き失體なからんことを望  
むなり。

(兵馬の大權は、神武天皇の創始の古に復つた、これは我國體の當然の途で  
あり、且つ將來と雖も、不動の處であるからして、大權は、天皇御躬から統  
帥遊ばされ、その司々、即ち部分的の事は臣下にお任せになつたのである。)

朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されば朕は汝等を股  
肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてそ其親は特に深  
かるべき、

(嗚呼、何んと云ふ恐れ多い御言葉であらうか、『股』とはモ、の事であり、  
『肱』とはヒヂの事である、即ち、各員をして、陛下の御尊體に御例へ遊ばし  
たのである)

朕が國家を保護して上天の恵に應じ、祖宗の恩に報  
 いまゐらする事を得るも得ざるも、汝等軍人が其職  
 を盡すと盡さざるに由るそかし、我國の稜威振は  
 ざることあらば、汝等能く朕と其憂を共にせよ、我武  
 維揚りて其榮を耀さば、朕汝等と其譽を借にすべし、  
 汝等皆其職を守り、朕と一心になりて、力を國家の  
 保護に盡さば、我國の蒼生は永く太平の福を受け、  
 我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし、朕斯  
 も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すべき事こそ

あれ、いでや之を左に述べむ、

(前の方で、各員軍人に對して、畏くも陛下には、御尊體の一部にお例へにな  
 り、軍人を唯一の力頼みに遊ばされてゐる、故に、もし軍人が、陛下の大御  
 心に添はぬ事があれば、大日本帝國としての名聲は世界から、失はれて終ふ、  
 即ち『稜威振はざる』事になるのである、それもこれも皆な、各員軍人の、  
 至誠奉公の一念の如何に依る事であると仰せられたのである、世界の五大強  
 國としての名聲が高まれば、天皇躬らお悦びになると同時に、臣下としても  
 亦満足であらう、外國から侮りを受けるやうな事になれば、陛下は、臣下と  
 共に御嘆き遊ばす事になるのだ各員は單なる、二年間の義務兵など考へて  
 ゐる場合ではない、天皇は各員を御依頼遊ばしてゐる事は前條の、勅語で分

る、のみならず、國家の光りを耀し、且つ、國家を泰山の安きに置けば、  
 人民は幸福の夢を、枕高くしてみる事が出来る、故に我國の安危は實に、陛  
 下の御言葉の如く、各員の双肩に擔はれてゐる事である、實に各員の入隊の  
 意義は茲に至つて、明瞭になつた譯である。而して、陛下には、更に各員に  
 對して、次の如き五ヶ條の、御教訓を遊ばされたのである、各員は日夜此を  
 奉持して、奮闘努力せねばならぬ。

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし、凡生を我國に  
 稟くるもの誰かは、國に報ゆるの心なかるべき、況  
 して軍人たらん者は、此心の固からでは、物の用に  
 立ち得べしとも思はれず軍人にして報國の心堅固を

らざるは、如何程技藝に熟し、學術に長ずるも猶偶  
 人にひとしかるべし、其隊伍も整ひ、節制も正くと  
 も忠節を存ぜざる軍隊は、事に臨みて烏合の衆に同  
 かるべし、抑國家を保護し、國權を維持するは、兵  
 力に在れば、兵力の消長は是國運の盛衰なることを  
 辯へ、世論に惑はず、政治に拘らず、只々一途に己  
 が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く、死は鴻毛  
 よりも輕しと覺悟せよ、其操を破りて不覺を取り汚  
 名を受くるなかれ。



(忠節とは一體どう云ふ事であらうか、誰でも口にはしてゐるが、實際此字の意義を簡單に考へてゐるやうだ、忠とは、君に仕へて二心なきを言ふのであるし、節とは竹に節ある如く、節操の確い意味を言ふたものである。我國に生れたもので、國家的觀念のないものはないであらう、我々の先祖は何れも、陛下に對して、忠節を盡して來たものである。その子孫である我々、即ち忠節そのものゝ如き血を受け繼いで生れてゐる日本人には、自分の國を無茶苦茶にするやうなものは居らぬ筈である。若し忠義の觀念のない人間が、如何程澤山集まつて、右向け前へ、左り向け前への演習し、又鐵砲を打つ事が旨まからうとも、學問が出來たとしても、そんな頼みにならぬものが、幾萬人居つたにて一朝事のあつた時には、徒にガヤ／＼騒ぐのみで、烏の喧嘩を見るやうなものである、故に『義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺

悟せよ』と宣ふたのは、つまり忠義のためには、如何なる事があつても心の變るやうな事のないやうに、大山のやうにドツシリと動かないやうにし、又、一度忠義のために身を捨てなければならぬ時には、鳥の生毛よりも輕く死ぬと云ふだけの決心をして居れとの御仰せである、大義明分を誤つて、末代までも不忠者の名を残すやうな事をしてはならぬと、御諭しになつたのである。

一軍人は禮儀を正くすべし、凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで、其間に官職の階級あつて統屬するのみならず、同列同級とても停年に新舊あれば、新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ、下級の

ものは上官の命を承るごと、實に直に朕が命を承る  
 義なりと心得よ、己が隸屬する所にあらずとも、上  
 級の者は勿論、停年の己より舊きものに對しては、  
 總べて敬禮を盡すべし、又上級の者は下級のものに  
 向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に  
 威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に  
 取扱ひ、慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤  
 勞せよ、若軍人たるものにして、禮儀を紊り上を敬  
 はす下を惠まずして、一致の和諧を失ひたらんには、

晉に軍隊の蠱毒たるのみかは、國家の爲にもゆるし  
 難き罪人なるべし、

(人間には禮儀作法がなければならぬ、禮儀のないものは、即ち禽獸に均しい、  
 併し唯だ頭を下げさへすれば、腹の中で笑つて居やうとも構はぬと云ふもの  
 ではない、それ等は表面禮儀の如くして、實は却つて他人を侮辱した行爲で  
 ある、心からの禮儀でないものは、禮儀ではない、人類が何故に萬物の靈長  
 なりと誇り得るか、即ち禮儀があるからだ、禮儀の整然たる社會は、常に平  
 和である、軍人に於て此禮儀を失ふたならば如何なる事になるであらうか、  
 少しも秩序が保てない、甲は右、乙は左と云ふ風に、各自勝手になつて、到  
 底協同一致の任務を盡す事は出来ない、恐れ多くも、陛下には、股肱と頼ま

せ給ふてゐる。その聖旨に對し奉り、如何にして副ひ奉る事が出来やう、  
 一軍人は武勇を尙ぶべし、夫武勇は我國にては古よ  
 りいとも貴へる所なれば、我國の臣民たらんもの武  
 勇なくては叶ふまし、況して軍人は戰に臨み敵に當  
 るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるべきか、  
 さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず、血  
 氣にはやり粗暴の振舞なごせんは、武勇とは謂ひ難  
 し、軍人たらんものは常に能く義理を辯へ、能く膽  
 力を練り、思慮を盡して事を謀るべし、小敵たりと

も侮らず、大敵たりとも懼れず、己が武職を盡さん  
 こそ誠に大勇にはあれ、されば武勇を尙ぶものは、  
 常々人に接るには溫和を第一とし、諸人の愛敬を得  
 むと心掛けよ、由なき勇を好みて猛威を振ひたらば、  
 果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへ  
 きことにこそ、

(如何程禮儀が正しくも、又忠節を盡す觀念に燃えてゐても、武勇がなければ、  
 何んの用にも立たない、さりとて無暗に強いのが好いのではない、一朝事の  
 あつた時に、全身の武勇を發揮する、此を『義務』と云ふのである、一人強

がつて弱いものを虐め廻はすやうなものは、豺や、狼のやうに人から毛嫌ひされるから慎めよと、御諭しになつたのである。吉田松陰が、自己の部下に諭した言葉に、

『士道は義より大なるはなし、義は勇に因つて行はれ、勇は義に因つて長ず』  
と言つてゐる、大義明分の立たぬ勇を揮つたとてそれは、武士らしき武士の勇ではない。

一軍人は信義を重んずべし、凡信義を守ること常の道にはあれど、わきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし、信とは己が言を踐行ひ、義とは己が分を盡すをいふなり、され

ば信義を盡さんと思は、始より、其事の成し得べきか得べからざるかを繙に思考すべし、臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び、後に至つて信義を立てんとすれば、進退谷りて身の措き所に苦むことあり、悔ゆるとも其詮なし、始に能々事の順逆を辯へ、理非を考へ、其言は所詮踐むべからずと知り、其義はとて守るべからずと悟りなば、速に止るこそよけれ、古より小節の信義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて、私情の信

義を守り、あたたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し、屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬもの深く警めてやはあるべき。

(信義とは、自分で約束した事は、必ず實行するに云ふ事である、故に實行の出来ないやうな事を、出鱈目に引受けて、後になつて抜き差しが出来ないやうな羽目に陥る事があるから、苟しくも、自分のなし得ると思ふた事を約束し、又約束したならば必ず實行すると云ふ決心がなければならぬ、けれどもその約束を實行する事でも、始めから大義明分の立たぬ事は可けない、即ち各員の身は、これ君に捧げたるものであるから、君に對する以外の私情、つまり私のために自身を葬るやうな事のないやうに、充分に考慮した上でせよ

——と御諭しになつた御言葉である。これは一ツに軍人のみの守るべき御言葉ではない、苟くも國民全般の一日も忘れてならぬ事柄であるが特に、君に奉ずる軍人には、寸分たりともこれなくては叶はぬのである。

一軍人は質素を旨とすべし、凡質素を旨とせざれば文弱に流れ、輕薄に趨り、驕奢華靡の風を好み、遂には貧汚に陥りて志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬべし、其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり、此風一たび軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓

延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり、朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し、略此事を誠め置きつれと、猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねば、故に又之を訓ふるそかし、汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ。

(質素とは説明するまでもなく、身分相應の暮を言ふのである、借金して美服を纏ふたり、屋賃を支拂はないで、大厦高樓に住むとか、着物を質に入れてまで美食を貪る等の事を御諭しになつたのである、特に軍人は常に刻苦缺乏に堪へて、精勵せねばならぬ身であるから、特に奢りの風は捨てなければな

らぬ。昔からの諺にもある通り「奢る平家久しからず」とか、實に奢るものは、必ず滅ぶるものである。それに人生は榮枯盛衰で、何時貧乏のドン底に陥らぬとも限らぬ、左様な時に悲觀したりするものは、常に奢りの風に馴れてゐるからである。これは一ツに各員個人の問題ではない、社會の一員として、各員が勤儉貯蓄の風を捨て、華奢淫靡の風に染るならば、我大日本帝國の前途頗る暗澹たるものになる、徳川末期に於て四面楚歌の聲に圍まれたるも三百年餘の、打ち續く泰平になれたために國民は墮弱になり、形こそ武士であつても魂は抜けてゐて、恰も俳優が扮装した舞臺の上の武士も同然な有様であつた、國防の任に當る各員はよろしく心して、これ等の惡弊を退けなくてはならぬ。

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすべからず、

さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ、抑此五  
 ケ條は我軍人の精神にして、一の誠心は又五ケ條の  
 精神なり、心誠ならざれば如何なる嘉言も、善行も  
 皆うはべの裝飾にて、何の用にかは立つべき、心だに  
 誠あれば何事も成るものそかし、況してや此五ケ條  
 は天地の公道人倫の常經なり、行ひ易く、守り易し、  
 汝等軍人能く、朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ、國  
 に報ゆるの務を盡さば、日本國の蒼生舉りて之を悦  
 びなん、朕一人の憚のみならんや。

(以上の五ケ條は我國の軍隊に賜つた御聖訓であるが、天地の公道、人倫の常  
 經であつて、何人たりとも、片時も忘れてならぬ事である、況してや軍人に  
 於ては、之を脊や服膺して、必ず各員の行ひの上に實現せねばならぬ事であ  
 る。若し此、御聖旨の一部々分にも、添ひ奉る事が出来ないとするれば、そ  
 れは既に軍人たる精神の抜け殻であり、日本國民としての資格を失つてゐる  
 ものである。殊に、

『朕一人の憚のみならんや』

と仰せられ又、

『日本國の蒼生舉りて之を悦びなん』

と宣はせられたのは、國を軫念遊ばされた有難き聖旨でなくてはなんであらう、  
 以て各員は、日夜、聖旨を奉體して、報恩の誠を盡さなくてはならぬ。

# 大内山の愁雲

三二

嗚呼、想ひ出すも悲し、英明に亘らせられた明治天皇、聖治も、年を閱する四十五回、皇國の武威は、海内に耀き、國民皆な天皇の御威徳に敬仰し、此大御代の、千代八千代に彌や榮えませし禱りしも空しく、明治四十五年七月の末つかた、大内山の彼方に、一抹の暗雲低迷し初め、悲風千里八州の遠方近方に吹き荒み、億兆の民は哀しみに閉され、身を以て神佛に念じ、赤子の至誠さらざるはなかつたが、その甲斐もなく、出でまして還りまさぬ行幸はなつたのである嗚呼、九重の雲深きあたりの御嘆の程、拜察するも亦畏こき極みであつた。

併し、君位は一日も忽せには出来ぬので、斯る御悲しみの御中にも、今上陛下

下踐祚の御義式は執り行はせられ、明治の御代は、改つて、大正となり、暗みの夜も明けて、再び貴き曙光の輝きを仰ぐに至つた、斯くて七月三十一日軍事に宸念遊ばされ給ふ、今上陛下には、我國の軍隊に對して、優渥なる勅語を賜つたのである、

謹んで左に、深遠なる今上陛下の聖旨を、解説して、各員と共に、御威徳の一端を窺ひ奉る事にしやう。

## 勅諭 謹解

勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ烈聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ、特ニ朕ガ親愛スル陸海軍人ニ告グ、

三三



〔「大統」とは、連綿として只だ一筋の、天皇の御血統の謂である、即ち、皇祖天照皇大神の大和國に御下降ましまして今日に至るまで、少しも濁りなく、何等變らせ給ふ事もなく打ち續いた、御系圖の事を「大統」と申上げるのである。〕  
 「烈聖」とは、百二十餘代の、歴代の天皇の御事であり、「遺烈」とは、それ等の天皇のなし給へ來りし御事業、即ち至仁至徳の御事業の事である故に「萬世一系ノ帝祚ヲ踐ム」と仰せ給ふたのである、つまり皇統連綿として、只だ一筋（一系）に變らせ給ふ事なき、天皇の御位にお即きになるに先立つて、天皇の最も力頼みに遊ばしてゐる、我陸海軍の軍人にお諭しになると仰せられ給ふたのである。

茲に我國の軍人たるものが、感激措く能はぬ、お言葉が加はつてゐる點を心に深く／＼刻まねばならぬ、之れは「特ニ朕ガ親愛スル」と仰せられた此の「特ニ」のお言葉である。幾千萬同胞は、何れも陛下の赤子である、故に陛下の御慈しみの程は誰人にも雖もお變りはないのであるが、特に我國の陸海軍人に對しては、一層の御慈しみを下し賜つた事は、軍人たるものゝ光榮でなくてなんであらうか。

惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ、  
 一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ、汝等軍人ハ夙  
 夜此聖訓ヲ奉體シ、累次ノ征戰ヲ經、國威ヲ宣揚シ、  
 皇基ヲ恢弘シ、以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ、  
 （「皇考」とは、先に明治天皇の御勅諭の際にも説明した通り、天皇の御父君

の事である、故に此場合の『皇考』とは、即ち今上陛下の御父君、明治天皇陛下の御事である、『夙夜』とは、朝早くから夜遅くまでと云ふ事であり、『累次』とは次から次へと重なりと云ふ事である、されば『累次ノ征戦ニ』とあるは、度重なる戦争にと仰せられたのである。『國威ヲ宣揚シ』は、大日本帝國の威力を世界に示したと解した方が好い『皇基ヲ恢弘シ』は、天壤無窮の皇運、若くば、國の礎と言ふても好い、『恢』は大いにの意味であり、『弘』は廣めるに云ふのであるから、國の基礎を益々固め且つ之を大いに弘めたに仰せられたのである。而して『曠古ノ偉績ヲ翼成シ』は、幾千年來にもないやうな功績を治めるに大なる力となつて呉れたとの意味である。即ち、日清戦争の結果として臺灣、日露戦争の結果としては樺太の南半島等を新領土とした事は、皆な、お前等軍人が、克く明治天皇の御諭しになつた、五ヶ條の精神

を、一ツの誠心を以て日夜盡して呉れたためであるに仰せられたのである。吁、軍人たるもの皇恩の厚きに泣かざる、斯く大日本帝國の今日あるも、皆な明治天皇の御聖徳からであるにも拘らず、その功勞を軍人に御預ちになり、天皇の御位にお即きに際して、此の優渥なる御説を賜つたのである。軍人たるものゆめおろそかにはならぬ、一死以て報國の誠を盡さなくてはならぬのである。

朕ハ朕ガ統率スル所ノ軍隊ハ、即チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ、汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ、皇考ノ遺業ヲ紹述シ、倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ、億兆ノ福祉ヲ増進センコトヲ冀フ、

〔慈育愛撫シ〕は、慈しみ且つ愛したこの事である、故に、陛下は、父の帝、明治天皇が、お可愛がりになり、且つ育て來られた所の我國の軍隊であると思ふから、お前達の忠節の點はよく知つてゐる、それだけお前達を信用してと仰せられたのである、〔皇考ノ遺業ヲ紹述シ〕とは、父の帝の遺し行かれたお仕事を、その儘受け継いで行くからこのお言葉である、即ち〔紹〕はツグであり、〔述〕はノブルのであるからだ。そして我大日本帝國の國威を「顯彰」はあらはし且つ輝かし、〔億兆ノ福祉ヲ増進センコトヲ冀フ〕とは、幾千萬同胞の幸福を増すやうに、天皇御躬ら御心に願はせられたのである。

汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ、以テ直ニ之ヲ朕ガ躬ニ效シ、愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ、思索ノ選ヲ慎ミ宇

内ノ大勢ニ鑑ミ、時世ノ進運ニ伴ヒ、拮据勵精各其本分ヲ盡クシ、朕ガ股肱タルノ實ヲ擧ゲ、以テ皇謨ヲ扶翼センコトヲ期セヨ、

〔思索ノ選ヲ慎ミ〕は、思はおもふ事であり、索は求める、又はさぐるの意味であるからして、今日の流行語で言へば、思想と同一である、故に自分のなさんとする事は、その以前に於て、大義明分に照らし、なすべき事か、なさぬが好い事かを、充分に考へる事である、又〔宇内ノ大勢ニ鑑ミ、時世ノ進運ニ伴ヒ〕は、即ち、社會は自分一個ではない、一家にも家族があり、隣り近所があり、國と國でもそれ々の交際がある、宇内とは宇宙、即ち全世界の事であるから、世界の大事、つまり、多くの人の趣くに從ふて、又時

この世の風潮の進むにも、歩調を併せて行かねばならぬ、即ち一言にして言へば、時代遅れの人間にならぬやうにと仰せられたお言葉である。

『拮据』とは、力を盡して働くの謂であるし、『勵精』とは、精力の續く限り勵げめとの事であるから、拮据と同一の意味で、只だ普通に勵精と云ふよりは、『拮据勵精』と云ふ方が語呂もよし、念に念を入れた言葉になる。『皇謨ヲ扶翼シ』とは、天皇の御謀を助け奉れとお言葉なのである。故に前一節を通俗なる言葉で解説すれば、

『お前等軍人は、先帝陛下の御諭しになつた精神を以て、私に奉公して呉れ、そしてその先帝の御諭しになつた心持ちを愈々固くして、誤つた考へに惑はされるような、さりとて時世の移り變る事にも心を止めて、時代遅れの人間にならぬやう、一生懸命に働いて、軍人として、又幾千萬同胞としての本分

を忘れぬやうに忠義を盡して、先帝の肱や股にお例へになつた程、お前等を唯一の力頼みにしてゐるのだから、その誓ひに背かねやうにして、國家を安全なものに治めるために、いろ／＼な仕事をして行くから、それに對して盡せとの、ありがたハお心持を、簡單に仰せられたのである。吁、何んとありがたきお言葉であらうか、畏くも天皇が、我々臣下に對して、お言葉を盡してのお諭しである、我々日本國民は一人として、陛下に忠節を忘れるものはない、その祖先既に然り、又それあつてこそ初めて我々大日本帝國の安泰もあり、世界文明國として、外國から敬仰せらるゝ所以である、それも一ツに至り、先帝陛下の御威徳の然らしむる處であるにも不拘、何れも臣下の功績の如くに仰せられて、先帝陛下崩御の御悲哀の御中にも、此御説を賜つたのである。以て六十餘州の男子の中から、選ばれて入隊した各員の光榮たるや、燦然と

して、その子孫の肩臂にまで輝きつゝある。吁、各員よ、唯だく、先帝陛下の下し賜へる、五ヶ條の精神を日夜奉體して、赤誠以て奉公の志を鞏固にし、一意専心自が本分の完きを期さなくては、先祖に對し、子孫に對し申譯のない事である。

### 讀法義解

各員が入隊と同時に、讀み聞かされ、且つ誓約した所の讀法は、軍人の一日も忘れてならぬ金科玉條である、各員は前各章で解説した勅諭と共に、此を嚴守するならば、期せずして、最良の模範兵たり得るのみならず、我大日本帝國の臣民として恥づる所ないのである。

左に讀法の解釋を加へ、以て各員の胸理深く刻まんよすがにしやう。

### 讀法

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ、國家ヲ保護スル爲ニ設ケ置カ  
ルモノナレバ、此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守  
リ違背スベカラズ、

(兵隊は天皇の御威徳を世界に顯し、且つ國を守るために設けられたものであるから、左に掲げる第七ヶ條の事は、必ず嚴守しなくてはならぬとの事である)

第一條、誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルベカラザル事、

(誠心とは言ふまでもなく、濁り氣のない誠の心である、即ち二心なく、忠義を盡し、決して他人から不信用な人間だとか、不忠義者なぞと、罵られる事のないやうにしなければならぬとの事である。

勅諭の五ヶ條の精神は、一つに誠心の二字であり、此二字はやがて、我日本軍隊に身を奉ずる軍人の精神であり、此精神の充實に於て、初めて國家を保護し、國威を顯揚する事も出来るのである。人兵隊を呼んで國家の干城と云ふ、何んの事であらうか、干とは楯と云ふ事であり、城は云ふまでもなく城である、故に楯は、敵を防ぐ事であるし、城は城壘に籠る事であるから、即ち、敵の攻め來るのを防ぎ且つ城内の者を保護するの任務がある云ふ事から、國家の干城と云ふ言葉が生れたのである。

第一條、長上ニ敬禮ヲ盡シ、等輩ニ信義ヲ致シ、粗

### 暴倨傲ノ所爲アルベカラザル事、

(「等輩」とは同僚の事である、又粗暴倨傲とは、親切氣もなく、亂暴で我利一點や又は、おごりたかぶる事(倨傲)は可けぬと云ふのである。であるからして、此第二條は、自分よりも眼上の人に對しては、敬禮を盡せよ、と言つても表面のお辭儀さへすれば好いと云ふのではない、即ち腹の中から敬ふ事である、心に敬まふならば、その頭は自然と下るものである、それから同僚に對しては、親切にして、交るに於ても、人儀を辨へて、お互ひに相扶け合ふやうにする、随つて自分勝手な我利々々主義は通らぬ事になる、故に若しも粗暴倨傲の行爲があるならば、此二條の精神は根本から覆されて終ふ。

第二條、長上ノ命令ハ其ノ事ノ如何ヲ問ハズ直チニ

之ニ服従シ、抗抵干犯ノ所爲アルベカラザル事、

〔「抗抵干犯」とは、お互に自分の言い度い事を言つて、我を張る事である。故に長上の命令を容かすして、我を張るの意味である、勅諭の中にもお示しになつた如く、「下級のもものは上官の命を承ること、實は直に朕が命を承る義なりと心得よ」

と御諭しになつてゐるから、もし長官の命令に反抗して、何等服従しないとすればそれは、その長官に服従しないのではなくて、實は、畏くも天皇陛下の御命令に背き奉る事になるのである、不忠不義も亦甚だしいものである。

第四條、**膽勇ヲ尙ヒ軍務ニ勉勵シ、** 恐怯柔懦ノ所爲

アルベカラザル事、

〔「恐怯柔懦」とは、卑怯未練と思ふたら好い、であるからして、第四條の示す所は、男子として膽力を練つて、且つ武勇を勵んで、大敵だからこゝて驚いたり、小敵だからと侮つたりする事なく、軍務に精出し、苟くも卑怯未練な、女々しい事をしてはならぬと云ふ事である、先帝陛下の勅諭の五ヶ條の中にも、「一軍人は武勇を尙ぶべし」と御諭しになつてゐる、更にその個條の中に、膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし」と宣ふて居られる如く、軍人は常に身を陛下に捧げ、一日として自己の生命とてはない、殊に死生の間を往復してゐるのであるから、一朝有事の際に、死ぬのが嫌だからとて、逃げ隠れするやうな、卑怯な眞似は絶対に許されない。

第五條、血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ、他人ヲ侮慢

シ、世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルベカラ

ザル事

(各員は所謂血氣盛んな人々である、兎角若氣の至りから、私に武勇を揮ひたいものである、即ち人間は感情の動物であるからして、自分の氣に喰はない事があれば、それと喧嘩をする事は餘儀ない事ではあるが、各員には前にも屢々述べたる如く、各員の生命は各員のものゝ如くして、實は各員のものではない、實に、一天萬乗の陛下に捧げてゐる生命である、故を以て各員は各員の感情の支配に依つて、自己の生命を粗末にする事は許されないのである。であるから此を論じたものが、此五條である、他人を侮慢しとは、自分

が少しく強いので、他人を馬鹿にして、自分のみが偉いのだと云ふ、傲慢な態度を禁じたのである。『世人ノ厭忌ヲ來ス等』とあるのは、自分一人が偉らがつて、他人を馬鹿にするやうな事をすれば、勢ひ他人から嫌はれる、終ひには人から爪はじきされて、誰も交際して呉れるものがなくなる、此を一口に言ふならば、『無頼漢のやうな態度を取るなよ』との論しである。

第六條、道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱ニ流ルル

ノ所爲アルベカラザル事、

(『道德』とは人間としての道である、即ち個人と云ふ人間が集まつて、社會が成立つてゐるのであるから、お互に相扶け合ふ心持がなければ、一日でも此の世の中には生きて居られるものではない。お互に自分の勝手氣儘にやる



と云ふ事になつたらば、世の中はどうなるか、言はずも知れた強いもの勝ちとなつて、弱いものは泣いてゐなければならぬ。斯うなつては人間社會ではない、禽獸の社會と變りがなくなる、其處で『人』と云ふ字を味はふてみる必要がある、二本の棒が左右から、お互を支えてゐる、つまりお互ひに支へあつて初めて、人間の生活が出来る眞理を此『人』と云ふ字が、遺憾なく語つてゐる。

故に人は人としての踐むべき道を辿り、而して各人の徳を得る事が、即ち『道德ヲ修メ』と云ふ事になるのである。次に『質素ト主トシ』とあるが、此事は、先帝陛下の勅諭第五ヶ條の一ツにも、特に御諭しになつてゐる如く、人は、自分の身分に應じたる、衣、食、住を營まねばならぬ、徒に虚勢を張つて、身分不相應な生活をする事は、結局將來自己の苦痛を求め事にな

る、殊に軍隊生活は困苦精勵して、初めて、聖旨に副ひ奉られるのであるから、此浮華文弱の風に染つたならば、恰も骨のない人間のやうなものが出來上つて、國家の干城としての重任を果す事は出木ない。

第七條、名譽ヲ尙トビ廉恥ヲ重ンジ賤劣貧汚ノ所爲  
アルベカラザル事、

(名譽を希ふものは、人類の本能である、けれどもその名譽が、往々にして虚名に流れる事が多い、眞の名譽は、報國の功績に依る名譽でなくてはならぬのである。『廉恥』とは恥を知る事である、要するに良心の仄きである、斯う云ふ事をすれば、世人から兎や角言はれるであらうとか、又世間の人から後指を差される等の事は、何れも恥である、それから『淺劣貧汚』とは、野卑

劣等の醜行を言ふのである、

此の事は我國の武士道の一ツであつた、それがためには今日もなほ古武士の美談が澤山に残されてゐる。人間恥を知らなければ既に人としての價値を失ふてゐる。幸にして我國民は、世界の何處の國の人々よりも此名譽と廉恥心とを有してゐるのは、何よりである。これの結晶こそ實に大和魂である。以上掲ぐる所ノ外、法律規則ニ違犯シ、罪ヲ國家ニ得ルニ至ツテハ、父祖ヲ辱シメ、家聲ヲ汚シ、醜ヲ後世ニ遺ス、獨リ其ノ身現在ノ耻辱ノミナラザルナリ、況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲ剝奪セラレ、世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得ザルニ

至ルニ於テヲヤ、名譽ヲ尙トビ廉耻ヲ重ンスルノ軍人ニ在リテハ殊ニ戒慎ヲ加ヘザルベカラズ、就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ特ニ設ケラルルモノタルヲ以テ、其刑亦頗ル嚴ナリ、軍人ニシテ之ヲ犯セバ、雷ニ本分ヲ誤リ、軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラズ、遂ニ世人ノ信用ヲ損シ、陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等、其責更ニ重シ、平素自ラ戒飭シ、決シテ違犯スベカラサルモノ也、

誓文

今般御讀聞相成候讀法之條々堅ク相守リ誓テ違背仕  
間敷候事、

右宣誓如件

年 月 日

(各員が入隊の第一日に讀み聞かされた、讀法は以上の如きものである。即ち第一條より第七條に至る、簡單にして要を得てゐる條文ではあるが、その意味は却々に深遠なものである、各條に於て簡單なる説明は加へたが、各條は先帝陛下の勅諭の五ヶ條の御諭と共に、人道を誡め、國家經綸の大義を説いたものである、

第七條以降の文章は、特に説明を加へるまでの事もないのであるが、簡單に

この要旨を述べて置く、つまり第一條より第七條に至る條文の外に、一般社會には法律があつて、罪を犯した者は此を罰してゐる、もし法律上の懲罰を受けるやうな事があれば、先祖に對し又はその家名まで傷つける事となり、延いては子々孫々に至るまで、「何某の祖父は且て何々の罪で斯う云ふ罰を受けた事がある」と、何んの關係もない孫子にまで汚名を冠せる事になる、殊に重罪に課せられるやうな事があれば、公けに受けた權利までも奪はれて終ふ。

殊に軍人のやうに名譽を貴んでゐるものゝ身になつた時には、特に心すべきである、而も軍人には陸軍刑法なるものがあつて、軍隊に害毒を流すやうな事をすれば、一般社會の法律から離れて、陸軍刑法に依つて處分される、即ち軍法會議に廻はされる、此陸軍刑法は世間の一般法律以上に苛酷である、

と云ふのは軍隊は何千萬の人々を一ツの命令で動かす處であるから、常に秩序井然として居らなくてはならぬ、之を犯すとせば軍隊の根本に響きを生ずる事になるから、勢ひ嚴罰を以て臨まなければならぬ事になつてゐる。されば各員は此事をよく胸裡に刻み込んで、以上の七ヶ條に對しては、違背せぬやうに努めなければならぬ。

## 起居の注意

兵營と云ふ所は苦樂を共にし、死生を同する軍人の家庭である、一般の家庭でも家庭の躰が必要であるが、萬事戰鬪を基準としてゐる此軍人の家庭では特に家庭の教育修養と云ふ事が非常に大切な事であつて、規律正しい生活に依つて、知らず識らずの裡に、軍人の精神を養ひ、軍律を慣し、多數の者が一

固となつて、一命令の下に手足の様に動く事が出来るやうに、鞏固な團結を作らなければならぬのである。生活状態の規律的であること、不規律であるとは、直ちに我々の心の状態に影響するものである事は、我々の常に經驗してゐる通りである、故に規律正しい精神を養ふためには、日常の生活が特に必要である。

軍隊生活の當初は、恰も重箱に詰め込まれたやうな感じがする、けれどもこれは在來の生活(即ち入隊前)が、ふしだらであつた事を物語るものであつて、少しく規律正しい生活に馴れること、自分の心持から、キチンとなつたやうな気分になる。

例へば、寝るも、起るも、食事も總てが時間であり、且つ喇叭の音に依つて行はれるのであるから、家庭にあつた時のやうに、朝寢をしたり、夜更しをし

たり、朝食を九時頃に喰べたり、時に抜いたり云ふやうな、放縱な生活は、第一に健康によくないのみならず延いては人間の活動力を阻害する、進んでは自分の約束すら平気で破るやうに、心根まで腐つて終ふ。

軍隊生活をして来たものゝ體格は、非常にガツチリとしてゐる事や、仕事はハキ／＼してゐる事や、約束の正確に行はれる事や、又は身仕前のキチンとしてゐる事などは、世人の均しく認める處である。これは要するに二ケ年の兵營生活、即ち市井の人々から言はすれば、重箱詰めのような生活と云ふかも知れないが、その結果の賜である。

然らば軍隊は、何んでも彼んでも重箱詰めにするのかと云ふに決してさうではない、それには自然の力を俟つて行はれるのであるから、先づ新入兵たる各員は、ふしだらな心持を一掃して、整然たる心根に入れ替へすれば軍隊生活に

馴れる事は極めて容易である。

著者が且て體驗したる、軍隊生活の要領の主なるものを、思ひ出すが儘に記して、新入の各員の御参考に供する事にしやう。

### イ、點呼の話

點呼とは今更説明するまでもなく、人員點呼である、兵營生活中は、朝夕の二回必ず點呼が行はれる、朝の起床喇叭に次いで、點呼喇叭が吹かれる、各隊、各中隊毎に、人員に異常がないかを調べる、又夜分寐る以前に、朝と同じ點呼が行はれる、即ち朝と人員が同一であるかを調べるのである。故に各員は入隊と同時に、此の點呼と云ふものを深く頭に入れて、點呼喇叭の音を早く呑み込み、點呼喇叭の音を聞いたら、如可なる場所、仕事をして居つても、それを捨て、指定された場所に集まらなくてはならない、例へば朝は班内か、又は

中隊前の營庭に夜は通常班内に集まる事になつてゐる。點呼に洩れると、上官や班の人々が、心配して四方に手分けをして探さなければならぬやうな事になるから、點呼開際に、手の離せぬやうな仕事をしないやうに、又は點呼喇叭の聞えぬやうな場所になぞ行つてゐては可けない。

#### ロ、週番勤務者の話

軍隊では一週交代で、週番勤務者が定められる、即ち、週番司令、週番副官、週番士官、週番下士、週番上等兵と云ふものがあつて、週番司令、週番副官及週番士官は、週番中、右肩から左脇の下に週番懸章をかけてゐる、又週番下士、週番上等兵は、左の腕に腕章を巻いてゐる。週番勤務者の職責はどうかと云ふと、軍紀風紀の維持、諸法則の實施如何を監視して、營内の取締をなし、且つ火災、盜難の豫防消防などに對する責任者である。又乘馬隊には既週番上

等兵があつて、既の事に責任を負ふのである。

#### ハ、兵營の配置

歩兵營内の建物はどんな風に配置されてゐるであらうか、暫らく経てば分る事であるが、一通り説明してみる事にしやう、聯隊本部がある、この中には、聯隊長室此室には其聯隊を表彰する尤も名譽の歴史を有する軍旗を奉安してゐる。大隊長室、聯隊本部事務室、大隊本部事務室、委員事務室、佐尉官室、下士居室、週番司令室、週番副官室、會報室、印刷所、講堂、應接室、商人控所、物置等がある。それから通常棟を異にして兵舎がある即ち各員の居住してゐる建物がそれである。兵舎は概ね第一、第二、第三大隊及機關銃隊に云ふ風に各隊毎に建物を異にしてゐるものもあれば、一緒になつてゐるものもある。又一ツの建物の中には、中隊があるが、各中隊毎に區分されてゐて、中隊長室、中隊

事務室、中隊附將校室、下士官室、兵室（内務班と云ふ）豫備室、物置等に別れてゐる、其の他兵營の中には會報室、（各大、中隊から命令の受領者を集めて命令を達し、又は通報報告をしたり、其の他これに類似した用件に使用せらるゝ室）砲廠（砲車等を置く場所）車廠（輜重兵車輛等を置く所）廠（馬の居る所）醫務室（軍醫看護長看護卒の居る所で診斷治療を行ふ所）獸醫事務室（これは乗馬隊だけのもので、獸醫の居る所）倉庫、工場、風紀衛兵所（その聯隊の風紀を維持する衛兵の詰所で、正門の傍にある）面會所（これは一般兵卒がその親族知友と面會する場所で、風紀衛兵所の傍に別棟で建て、ある、營倉（説明するまでもなく軍人としていまはしき罪に問はれた者が拘留される所で、これまた風紀衛兵所の傍らに厳格な構造の下に建て、ある）酒保（日用品や飲食物を賣る場所）炊事場、浴所、洗面洗濯所、理髮所、物干場、厠等がそれく

建物を異にして、便利に配置されてゐる、其處で各員が注意せねばならぬ事は、洗面洗濯所、便所等は各中隊毎に異つてゐるから自分の隸屬する中隊の場所以外處で洗面したり、便所を使用してはならぬ。

二、中隊附諸官の職責

中隊には、中隊長、中隊附將校、特務曹長、曹長、軍曹伍長の下士官が、各員の上官として居る、中隊長は言ふまでもなく、その中隊の全責任者で、各員の父と云ふ事になる、中隊附の將校は、中隊長の命に依つて、各々その職務に勤く譯で、中隊長に對して責任を負ふてゐる、即ち中隊長を補佐（手傳ふの意味）して、兵卒の教育訓練の任務に従ふてゐる、同時に特務曹長以下の仕事に對して中隊長の意向に依つて、指圖をし、これを監督する上に、中隊と云ふ一個の軍人家庭の協調を圖り、且つ強固な團結に努める、そして特務曹長以下の賞

罰に關する人事上の問題に對して、直接中隊長に上申する等の職務に携つてゐる又特務曹長は下士以下を指揮し、且つ各員の母と云ふ慈母の觀念の下に、下士以下の親睦を圖り、意志の疏通に努める。軍曹以下の下士は、各員の長兄として、各員を監督し指導し、直接軍隊生活の教育者と云ふ事になつてゐる。その中の一人の下士が、班長として、各員並に各員の先輩である古參兵卒の、直接長兄として、兵卒間の親和を圖り、慈しみ、自らは自己の率ゆる班の義表として、中隊長の意圖を遵奉して行く譯である。

各員が家庭にある時には、父なり母なりは立派にあつて、それ／＼面倒を見て呉れる、軍隊に入れば中隊長は各員の父であり、特務曹長は各員の母として各員の身邊に對しては常に細心の注意を拂つて、各員のために善かれと謀つてゐるのである。

又班長以下上等兵其の他の古參兵は、何れも各員の兄であるから、父母の言ふ事を聞く事と同時に、是等の指導をも受けて、兵卒として教育を完全に受け行かなければならぬ。故に自己の身に餘るやうな問題が起つたならば、先づ手近の兄に相談し、而して後、母である特務曹長に、又は父である中隊長に偽らずに相談する事が必要である。

それを恰も恐ろしいものゝ如くに、敬し遠ざかつてゐる事は、この間に慈しみも起らなければ愛情も起らない、それだけ各員のためには不利なのである。所謂繼子根性を出さぬやうにして、暖かい父母兄等の懐に抱かれると云ふ觀念がなくては、中隊たる一家が和氣鬨鬨たる譯には行かない。

### ホ、診断の話

人間は何時病氣せぬとも限らぬ、左様な時にはどうすか、各員の居住してゐる



る班長に申出で、然る後、中隊の週番上等兵に申出で、診断を受ける手続きを取つて貰ひ、週番上等兵（時に下士の場合もある）の指揮を受けて、診断時間に醫務室に行くのである、但し急病等の場合には特別に診断を受ける事が出来るから其の時には直ちに週番下士なり、内務班長にその旨を届け出づる事が必要である。診断時間はその聯隊に依つて異なるが、一日一回定つた時間があるつて、診断喇叭が鳴る、その時週番上等兵、又は週番下士に引率されて醫務室に行くのである、自分勝手に醫務室へ行つて診断を受ける事は許されないし、又外部の町醫者の診断を受けるなぞの事も出来ないのみならず、外部から買藥をして服む事も出来ないのである。診断を受けると、患者をその重輕症に應じて、左の五種類に區分する、

一、就業

練兵其の他の仕事を休まないで、唯だ藥だけを飲んで居れば好いと云ふ、極めて軽い病人に對する等級の名稱である。

二、練兵休

前のより少し重いので、教練、演習、衛兵其の他の勞働するやうな仕事を休ましむる病人に對する等級の名稱である。

三、乘馬休

これは普通歩兵隊にはない、即ち騎兵、砲兵、輜重兵等の乘馬隊での名稱で、歩兵隊の練兵休と同一程度の病人に對する名稱である。

四、入室

前の練兵休や、乘馬休の病人よりは少しく重くて相當休養しなくては病勢を募らせると云ふ程度のもので、而も概ね三日以内の靜養で好い

と云ふ病人を、休養室（醫務室の一隅に設けられてゐる）に収容される譯である。

### 五、入院

これは休養室の三日以内の休養位では恢復の見込みがないものを、衛戍病院に入院せしめるのである。

大體以上のやうな區分になつてゐるが、更にくわしく言ふと、右の外に、寢臺に就く事、外套又は手袋を用ゐる事或は靴を履かないで好い者とか、更に酒保で販賣してゐる飲食物を買ふて飲食する事を禁ぜられる等の事がある、これ等は病氣の状態に應じて、軍醫が命ずるのである。

### へ、郵便物取扱ひに就て

郵便物を取扱ふ等の事は、新人の各員には殆ど無いと言つて好い、が一通り

説明して置かう、普通の世間でも、他人の郵便物に對しては、如何なる人々雖も、盗見をするとか、又は横領する等の事は許されないと同様に、軍隊では特に嚴重である、萬一郵便物の取扱ひを命ぜられたやうな場合には、受渡は確實である事と、敏速と云ふ事を忘れてはならない、と共に絶対に信書の秘密を守らなくてはならぬ。普通中隊では曹長が郵便物の受渡しの任務に當るのであるが、時に依ると週番下士がこれを行ふ事がある。そして郵便物の受渡時間があるつて、中隊から郵便物を受取りに來いと言はれた時には、各人の認印を携帶して受取りに行く事である、時には代理として他人の物を受取る場合があるが、斯様な時には依頼する人の認印を持つて行く事が肝要であるし、受取つて來たらば、何を差し置いても、その人にその郵便物を渡さなくてはならない。

### ト、先輩に注目せよ

昨日と今日とは生活が一變したのであるから勝手不案内である、在來歸郷の兵隊が、いろいろに悪宣傳をしてゐるために、軍隊を恐ろしい所に考へさせられてゐる各員としては何んとなく、オツ／＼として、どうして好いのが分らない、即ち軍隊の言葉で言へば、ボヤ／＼して終ふ。これは要領を知らないからである。

その要領はどうするか、第一に班長、班付の上等兵を初め各古兵の言行を、充分に注意して、自分から進んで、それを見習ふと云ふやうにすれば好い。分らない事があつたらば、丁寧に質問して自分の胸に深く刻みつけて、一日も早く、軍隊生活に同化して行くと云ふ心掛けがなければならぬ。それを教へられぬ裡は知らないでも好いのだ——と云ふボンヤリした考へでは、何時まで経つても軍隊生活に馴れる事が出来ない。

### チ、喇叭の音を早く覺える事

何百何千の人々が、一人の人間と同様に動作をする軍隊であるから、一人でも違つた事をしては、全體の人々の動作に支障を來たして終ふ、それ故に先づ喇叭の音を聞き分ける事である。

日常必要な喇叭は概して次のやうなものであつて、今順序に書いてみる、少しく注意して居れば直ぐに覺えられる。

- 一、起床喇叭、朝起る時に吹かれる、
- 二、點呼喇叭、朝は起床喇叭に引續き、晩は點呼の時刻に吹かれる、
- 三、食事喇叭、朝、晝、夕の三度、即ち食事の時刻に吹かれる、
- 四、診斷喇叭、隊に依つて異つてゐるが、大體に於て朝食後に吹かれる、
- 五、會報喇叭、概して午前中であらうが、兵卒に關係はない、

六、消燈喇叭、晩の點呼後に吹かれる、一日中の最後の喇叭で、電燈を消せとの喇叭である。

此の他乗馬隊では馬の手入等の號音が、あるが、それは古參兵から教へて貰ふ事であらうから、注意して良く覺えるが好い、それから火災呼集、非常呼集等の喇叭があるし、又風紀衛兵の交代等の際の喇叭もあるから、よく教はる様にし、分らぬ點は一々古參兵に聞くが好い、要するに喇叭號音は、『何々をせよ』と云ふ、命令であるから、注意して早く覺えなくてはならない。

リ、身體をコマメに動かせ

よく世間には、横着をきめて、自分のすべき事も他人に押しつける云ふ人がある、これを以て懶巧な人間の如くに考へてゐる人があるが、此位誤つた考へ方はない、他人のすべき事であつても、自分でなし得る事で、自分が手を出

しても好い事なら、進んでやつてやるが好い。

殊に軍隊のやうな處では、是が最も必要な事で、命令がないから、自分らで見ても手傳はなくても好い云ふ考へ方は、軍隊では禁物である、命令がなくても自分が手傳つて差支ない事、又手傳へ得る時ならば進んで手傳ふやうにし、他人に命令があつた事でも、自分が引受けて働くと云ふ風に、身體をコマメに動かして、些々たる横着をも出す事なくせねばならぬ。

又、明瞭活潑なる言語を必要とす

軍隊ではすべて簡單明瞭にして、且つ元氣のある、ハツキリした言葉使ひが必要である、軍人の凡ての生活は、戰鬥を基準としなければならぬのであるから、戰場で役に立つ様な言葉使ひが必要である、硝煙彈雨の中で、囂々たる砲聲、銃聲の下に報告をし、命令をするのであるから、日頃からその練習をし

て置かなくてはならないのである。諸子が入隊すると、飛んでもない大きな聲で返事をしたり、報告したりする様に要求されるであらう。又簡単に答へよ、長々しい事は可けぬ等と教へられるであらう。最初は變に思ふかも知れないが、總て前に説明した様な次第で、練習をするのであるから、その積りでシツカリした言葉使ひをしなくてはならぬ。

外出して往來で人ご話をする時には、何にも營内でやる様に大聲を張り揚げる必要はないが、軍隊で特に練習の時には、上官が要求せらるゝ如く大きな聲で返事をするが好い、但しその他の場合でも、常にハッキリした言葉使ひをする事が必要である。

### ル、仕事はテキパキせよ

命令を受けた仕事は、テキパキせねば可けない、よしやその與へられた仕事

が、グヅ／＼やつて居つても、與へられた時間に間に合ふ事であつたにしても、サツサと片付けて終ふ。何故ならばその命令された仕事は、果して命令通りに行はれてゐるかどうか分らない、その時には遣り直さねばならぬ、遣り直しの時間を見え出す位の程度に、仕事を片付けて長官に終つた事を報告する、それで命令通りに行つて居れば、それだけ上長から、與へられた時間だけは、休憩の時間として與へられるのである、それを早く片付けたら、又新しい仕事を言つけられはせぬかなぞミ、横着な心持を出して、グヅ／＼やつてゐたのでは、その仕事に誠心が籠つてゐないから、結局時間は長くなつても、命令通りの結果を見る事は出来るものではない。

### ヲ、無駄口はきくな

口は禍の門、舌は禍の根と云ふが、兎角間違へは口である、故に口は出来る

だけ慎まなくてはならぬ。殊に軍隊のやうに、同じ位の人々が、共同生活を営む處にあつて、下手な無駄口をきいたよめに、他人から嫌はれるやうな事が起る、のみか他人に迷惑を與へるやうな事も出來する。一ツ釜の飯を喰べ、一ツ斑内に、同じやうに生活してゐるから、昨日の他人も今日は、切つても切れぬ兄弟のやうに親しくなるものであるが、その親しみのあまりに遂に無駄口をきゝたくなる、それが禍する事が間々あるものだから、親しみは親しみとしても、注意は注意で忘れてはならぬ。

### ワ、清潔にする事

兵營の如く多くの人間が生活してゐる所では、清潔を云ふ事が特に肝要である、不潔にする事は自分一人の害のみならず、衆人に害を及ぼすのであり、傳染病等の發生の原因ともなる、各員は一朝事のある際に充分に、國家のために

働くべく、日頃から健康な肉體を養つて置かなければならぬのである。

人間は命あつての物種である、その命を完全に保持するには健康に身體を練らなくてはならぬ、健康の第一要素は清潔である、身體を出來得るだけコマめに動かして、身のまはりを清潔に保たなければいけない、一例を挙げると、襦袢の如きは外部から、汚れが他人に見えるから、割合に洗濯も行き届くが、禪の如きは兎角洗濯を忘れられる傾向がある、そのために思はぬタムシなどの病氣になる、又靴下の如きでも毎日のやうに、洗濯した、汗臭くないものを穿くやうにさへして居れば、水虫などの發生もないし、靴擦れも幾分は防げる、微細な事を一々列擧して居る譯には行かぬが、兎に角身體の外部から見える所よりも、見えない部分をなるべく清潔にすると云ふ事を忘れてはならない、それは誰のためでもない、皆な自分自身のためである。

カ、俸給は誰から貰ふか

軍隊へ入隊すると、十日目に俸給を支給せらるゝ、その金額は極めて若干ではある、けれどもその俸給が何人から支給せられるかを知る時には、各員はその額の如何に拘らず感激措く能はぬものがあるであらうと思ふ。

畏れ多くも、各員の俸給は、實に、至尊陛下より直接賜はるものである。各員は天皇の御親兵である。即ち、勅諭にも宣ふて居られる如く、

「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されば汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてそ其親は特に深かるべき」

ご仰せられたお言葉は、此間の消息を物語つて餘りある、故にその金額の大少よりも、その聖恩の厚きに、誰か感激せざるものとしてあらう、亦以て各員が、至上陛下に碎身粉骨の奉公を致さねばならぬ所以である。

抑も兵卒の給料は一般の月給なぞと根本の性質が違ふのである、諸子は國民の義務として兵役の任にあるのであつて、一ヶ月働いたから其賃銀として、幾千貨ふと云ふのとは異なり、諸子には食事と言ひ、被服と言ひ、總て現品で賜はるものであつて、現品では支給の困難な物、即ち日用品等を買ふために給料として賜はるものである、支那の兵卒の様に金で雇はれてゐるのとは、第一性質が違ふ、軍人は凡て、至上陛下の兵員で、所謂、御親兵である、此處が又日本の兵卒の名譽の點である、故に給料が少い等の考へを起しては大なる間違ひである。

ヨ、金を持たぬようにせよ

金は人間の生活に最も必要なものである、併しながら金程、又一面に恐るべきものはない、金のために身を持ち崩すものが決して少くはない。

兵營の生活は、衣、食、住、即ち着る事、三度の食事、住む處、皆な是支給せられて、各員は些々たる心配も要しないのである。僅に手紙を書くとか、日用の紙とか、或ははみがき石鹼の類を買ひ求めるの程度である、故に普通としては、陛下から賜はる俸給の程度で何不足ないのである。

然るに往々自己の家庭から、不必要なる金銭を取り寄せ、而もその取り寄せたる金銭に身を突かれて、思はざる處に無駄使ひをなし、果ては有爲の青年をして、一生身を誤るやうな素因を造る事が間々ある。

萬已む得ざる場合の金(兵營生活中には絶対にないと言つて好いが)として、多少を所持する事は詮方ないが、併しそれとて自己の肌身につけて置く事をせずして、中隊長(各員の父)に、保管を頼み、どうしても必要の際に、その事を物語つて受取るやうにせねばならぬ。

それをいざと云ふ時に困るからとか、或は中隊長に預けて置いて、取りに行く種々意見されるのが嫌だからなぞと、自己の肌身につけて居つたとする、兵舎内では忌はしい例ではあるが一度營舎内に泥棒沙汰でも起つて、犯人捜査の際に、不相應の金の所持から、思はぬ嫌疑を受ける事がないでもあるまいし、のみならず又自分が盗れても、規定以外の金を所持して居つた事故に、届け出でるに工合が悪いから、兵營規定の金額以上のものは、總てこれを中隊長に保管を依頼し、自分は所持せぬと云ふ事にせねばならぬ。

### 夕、金の貸借りをするな

前にも述べたやうに、金程重寶な物はなくして、又危険なものはない、金故に親しい友達の間も不和となり、血肉を別けた親子の仲でも、時に殺傷沙汰さへ起る、況んや軍隊のやうに、貴賤貧富の總ての階級のもものが、集合して共同



生活を営んで居る處であつては金銭の貸借り程、問題の起り易い事はない。

例へそれが氣心の分つた同年兵同志の間柄にせよ、又古參兵にせよ、貸して取れない時にはどうするか、結局その人間を信用しなくなる、のみか果ては同一の服装をして、一朝有事の節には、共に生死の堺に活動せねばならぬ身が僅かに金銭の貸借りから、日常睡み合ひの不仲ならなければならぬ。

貸すと云ふ事は一面甚だ親切の如く見ゆるけれども、それは決して親切な事ではない、借りた人が、貸した人の親切を充分に理解して、返済の約束を實行すれば問題は無いが、兎角借りる時には有難いもので、返す時には金を唯だ取られるやうな氣分になるのが、人間の常である。つまり借りた當時に有難いと云ふ觀念が薄らぐと、返済が不實行になり易い、斯うした時には催促をすれば、必ず對手は不快を懷いて終ふ。

「催促しなくつてもあれば返すよ」

と云ふやうな口物が出ると、遂に口論となり喧嘩が大きくなる。結局借した方が親切と云ふものを無にされて、而も氣持好く返済を受ける事が出来ない。云ふ事が、一般社會に於て數ある實例であるから、忘れても金銭の貸借關係を結んではならぬ。

し、貴重な品物は持つて居るな

共同生活をする場合に於て、虚榮は最も禁物である、が人間の情として、無理をしても自分だけは立派なものを所持してゐると云ふ誇りを示したいものである、心理學的の言葉で言へば、是は優越慾であるが、軍隊生活をしてゐる間は、虚榮的優越慾は禁じなければならぬ。

實例的に説明すれば、時間觀念の正確なる兵營生活には、懐中時計は必要で

ある、けれども時間を見るに云ふ事の範圍であつて、別に醫師の往診に於けるやうな見榮は少しも要らぬのであるから、ニツケルでも、銀側でも機械の正確なのを所持する事にして、見榮坊式に金側の時計などを決して持つては可くない。

軍隊には見榮は絶対に許されない、既に、勅諭にもある如く、

『一軍人は質素を旨とすべし』

で、在郷當時、家庭の事情で、あるものはごんなものを所持してゐやうと、それは問題ではないが、兵營のやうな同一の共同生活をする場合に、他人の羨むやうな、貴重な品物は此を廢しせねばならぬ。

それは自己の見榮のみではなく、第三者をして羨ましめる事は、後に禍の種である、著者の現役兵當時にあつた實例であるが、一人の資産家の倅が、金側

の時計の二ツも持つて來てゐた、而も一日入浴の時に盜難に逢ふたそして犯人は遂に出なかつた、のみか自分は始末書を取られた上に、同僚からは馬鹿にされた事があつた。

若し入隊の際に知らずに持つて來た物があるならば、外出の際家庭へ置いて來るか、又は中隊長に保管を依頼して、自己の肌身にはつけて置かぬやうにせねばならぬ。

ソ、必要外の物は持ち込むな

貴重品でなくても、兵營生活中必要缺くべからざるもの、他は、家庭から品物を取り寄せぬやうにせねばならぬ。

各員は入隊と同時に、整頓棚の上に置かれてある、私物箱と云ふものを見たであらう、あれは軍隊から支給せられた物品外の、私物を入れるための箱であ

る、あの箱の中は、何時上官に検査されても好いやうに、キチンとして置かなければならぬ、それ故に不必要な物などを入れて、箱の中を亂雑にして置いてはならぬ。

ツ、物の置場を嚴格にせよ

入隊の當時、各員が馬鹿々々しい程、形式本位だと思ふのは物の置場所である、例へば手拭をかけるにも、キチンと一定の形に疊んで、與へられた整頓棚の下の、何番目の折釘に真中から、二ツ折りにしてかける、と云ふやうに、何一ツと雖も規則づくめに驚いた事であらうと思ふ。

これは何んのためにやるか、單に形式上の問題ではない、各員の亂雑に流れて來た精神に對して、几帳面である精神を入れ替へさせるための、一ツの方便としてなされるものである。

それから今一ツには、各員は何時如何なる場合に、武裝して出動するか分らぬ、實に一刻と雖も、安閑とした時はないのである、故に各員の日常必要品が、心の儘の亂雑さに捨てられてあるならば、非常呼集等の際に、脚絆が何處へ行つたとか、やれ靴下の新しいのが何處へ入つてゐるか分らぬと云ふやうに、各自の品物の遺場所が、亂雑のために、將に一分を争ふて整列せねばならぬ時に、品物の行衛を探すために、時間を費すと云ふやうな事になる。

軍隊は、一人が五分宛整列の時間に遅れたとすれば、十人の五十分、十二人の一時間であるから、百二十人の整列が遅れたとしたら實に十時間遅れる、軍隊の一里の行軍時間は四十五分で、十五分は休憩時間に當てられてゐる、するに十里の行軍を、各員の品物の行衛不明から、無駄にしたと云ふ事になる。何んと恐るべき結果ではないか。

平時に於て、此觀念を涵養して置かなければ、一朝有事の際に何んとする、折角各員が君國のために盡さんとしても、徒に心のみ矢竹に逸つても實際に於て敗軍の汚名を着ねばならぬ。

螢雪の光りもないやうな、眞の闇の中でもキチンと武裝の出来るやうにしなければならぬ、それには平常から、何々の品物は何處に置いてあると云ふ事が、キチンと定つて居らなくてはなし得るものではない、我國の過去に於ける戦争の状況から推して、明燿々たる電燈下で武裝した例は一度もない、露營の夢を破られて、暗闇のテントの中で手探りの武裝である。

各員の兵 生活は、常に戦時の生活に心得なくてはならぬ。

ネ、悪い戦友とは深く交際するな

自分が正直だから、他人もさうであらうと思ふ心根は誠に美しいが、それが

ために思はぬ不結果を來たす事があるから、注意せねばならぬ。何しろ前にも述べたやうに、上下貴賤の差別ない處である、故に如何なる人が入隊してゐるか、當分の間は全く氣心を許す事は出来ない。

一ヶ月二ヶ月と経れば、自然對手方の素行も分り出すから、自分の友達として選ぶには自分よりも、高尚な人、素行の好い人を選ぶと云ふ風にせねばならぬ。昔からの諺に「人を見たら泥棒と思へ」と云ふが、敢て泥棒視する必要はないが、無暗に氣心を許してはならぬ。

親しみ易い人は恐るべき人である。知らなくてはならぬ、深慮ある人は却々人に心を許すものではない、無暗に世辭愛嬌を振り蒔いて接近して來る人に對しては、要心しなくてはならぬ。さ様な人は往々表面柔和に見せて内心では毒牙を磨いてゐるものである。

少しでも危険な人だと思ふたならば、自分の家庭などを教へてはならぬ。よくある例であるが、金のありさうな戦友の家庭を訪問して言葉巧みに金銭を強要して来る、不埒なものがある。

金剛石と云ふ唱歌にもある通り、

「人は交はる友に依り善きに悪しきに移るなり」

とある如く、友達は自分よりも好いものを選ぶ事である、それだけ自分としては、交際は仕悪いが、それは將來自分を善き方面に導く唯一の手段であると心得ねばならぬ。

#### ナ、日曜の利用法に就て

入隊の當時は、恰も籠の鳥のやうな氣持がして、日曜の外出が、何よりも楽しみなものである。故に日曜に全然外出するなと要求は出来ないが、なるべく

用のない限りは、外出せぬと云ふやうに心掛ける事が肝腎である、

初年兵の當時には、外出しても落々として居られない、それこそ營門を出ると同時にもう歸營時間が氣にかゝるものである。そんな思ひをしてまで外出せぬが好いのだが、皆んな外出するのに一人で、兵營でぼつねんとしてゐるのも亦無聊に苦しむものであるから、外出を全然するなとは言はぬが、三度の外出は二度にし、二度のものは一度にして、平常充分に手の届かない、武器、被服の手入れをするとか、或は洗濯をするとか、又は、各兵科それ々の學科を勉強すると云ふ風に心掛けねばならぬ。

外出をすれば、兵營の近くに家庭のあるものは家庭へ行き、無事な顔を家庭に見せると云ふ事も好いが、左もない人々は結局芝居とか活動、又其の他の遊場所に入出入すると云ふ事になり、一日を無爲に過すのが例である、さもなければ

ば料理屋へでも行つて、酒を飲むとか喰ふ位の事で、結局は無駄な金を使つて来るに過ぎない。

唯だ金銭の無駄使ひだけで止るのではない、時に悪い物を喰べて、病氣になる、而もそれが傳染病でもあつたとしたら、自分一人の苦しみではなく、兵舎に起居してゐる人々にまで迷惑を及ぼす事となる、慎まなくてはならぬ。

### ウ、暴飲暴食をすゝめるな

「腹も身の内」と言ふが、暴飲暴食は如何なる場合に於ても慎まなくてはならぬ。入隊の當初一週間位云ふものは、生活状態が急變した事と、一ツには兵舎特有の臭があつて食事が一向に進まない、が一日くゞ演習するに随つて空腹を覚える、それに生活も次第に馴れると、最初ブンと悪臭がしたやうな、食堂の臭ひも懐しくなる、メンコに山盛りになされた飯だけでは、何處へ入つたか

分らぬ程に空腹を覚える。

けれどもこの空腹は眞の空腹ではないのである、生活の急變から来る、輕微な胃腸疾患で、入隊當初の喰へなかつたのも、今急に餓飢道のやうに喰べたいのも、共に胃腸の損はれてゐる事を物語つてゐるのだ。これは何人も兵營生活をした者ならば體驗してゐる處であつて、此を食慾の儘に暴食をやるに、遂には取り返しのつかぬ胃擴張と云ふ、立派な病氣になつて終ふ。

初年兵當時は空腹を感じて、酒保に出掛けるが、古參兵の顔が何んもなく恐ろしくて、充分に食ふ物も喰へずに、泥棒猫のやうにコソ／＼と逃げ歸つて来る、が一度外出でもしやうものならば、籠の鳥が放たれたやうな氣持ちになつて、見る物悉くを喰ふ氣になる、又家庭へ行つても、知人を訪問しても、軍隊生活では充分なものは喰べられないであらうからなぞと、二人分三人分の料

理を出して呉れる。

既に胃を悪くしてゐて、病的に食慾の進んで居る時で、得たり賢しで暴飲暴食をやる、消化の善悪しもなければ、程度も考へずに押込む云ふ式で、初年兵の腸加答兒は、外出後起つて来るのに徴しても明かである。月も満れば缺くるが傲へで、十のものを十一分にすれば必ず失敗が起る。故に十のものを九分の程度に止めて置けば好い、即ち未だ喰べたいと思つても、『腹も身の内』と考へて控ひ目にして置く事が肝腎だ。

各員が健康を害したならば、それは自己一個の苦痛に止らない、大にしては君に對し奉つて不忠であり、國防上の損害である、前にも屢々述べたる如く、各員の肉體は各員のもの、如くして、實は然らず、實に、至上陛下に捧げて居る身である、故に此の理りを充分に心得ねばならぬ。

#### ム、歸營時間を忘れるな

外出は出来るだけ避けたが好いが、併しそれは要求し易くして、實行の六ヶ敷いものである、故に外出しても好いから、第一には悪場所への出入は避ける方が好い、血氣盛りの人間に對して、斯う云ふ要求をする事は、或は至難な事であるかも知れぬが、兵隊の花柳病は最も禁物である。

又今迄の經驗に依ると、斯うした悪場所買ひをしたものに、軍隊の成績の好いものは且てない、のみか往々にして歸營時間に遅刻すると云ふやうな失態を演ずる。

歸營時間に遅れる原因を調べてみるに、最初から、歸營時間に遅れる考へで居つたものは一人もない、つまり歸營するだけの時間は見越して遊んでゐるのだが、時に自分の所持してゐる時計が遅れて居つたり、電車其の他の乗り物の

故障から、遅れたと云ふものが多い。

故に今五時の歸營時間として、淺草公園に遊んで居つたとする、淺草公園から兵舎まで卅分で歸れるからとて、四時卅分まで遊んでゐた、幸に電車其の他の交通機關に支障がなければ、その儘無事に時間に歸營は出来るが、一朝電車が満員で乗れない、又途中に於て停電したと云ふやうな場合に出發ふと、その卅分が四十分となり五十分になりして、果ては歸營の時間に遅れて終ふ。

これが今迄歸營時間に遅刻した人々の體驗である、故に淺草から徒歩で兵舎へ歸るだけの時間の餘裕を見て、淺草公園を出れば決して失敗はないのである。されば自分が現在遊んでゐる場所から、普通の歩行で、兵舎まで何時間掛るか、およそ推定して、その餘裕の時間でその場所から、歸營する。

幸にして何等の支障もなくして、乗物を利用して來れば、それだけ兵舎に

戻つて、餘分の時間がある、その時間で軍服も着替へられるし、又靴磨きも落着いて出来るし、武器の手入れも出来る、のみならず時間カス〜に戻つて來れば、以上の仕事も出来ないのみならず、同僚に無駄な心配をかけなければならぬ、その上に自分も歸營時間に遅れはせぬか云ふ、心配で折角遊んで來た好い気分も此問題で打ち消されて終ふ。

斯うした意味からしても、外出の際にはあまり酒を飲まぬやうにせねばならぬ事と、悪い場所へ行く事は、自然と腰が据るものであつて、思はぬ失敗を演ずる。

歸營時間に遅れば、自分の不名譽のみならず、小にしては一班の成績を破壊し、大にしては中隊の成績をも不良に陥る事となる。而も自己の良心の責苦に逢ひ、不名譽を擔ひ、家庭の人に知られる時には、家庭の者にまで心配をか



けること云ふ事になる。

それが一分間の歸營時間に遅れても、斯く波及する所は大きいのであるから外出の際には正午を過ぎたら、もう歸營すると云ふ準備に取りかゝるのが安全第一である。

以上の如く決して遅れてはならぬが、不幸にして何かの故障で、歸營時間に遅れたならば、途中から脱走をしたり、或は逸つた行爲があつてはならない、男らしく上官に届出づべきである、若しさうでないと、罪の上塗りをする様なもので、處罰を受けなくても濟んだ事迄、重い罪に問はれる事になるのみならず、上は、陛下に對し奉り、下は上官や、父兄、郷黨の者に對し申譯がない事になる、軍人らしく、男性的に正直に行動しなくてはならない。

ウ、欠禮をせぬ様に氣をつけよ

勅諭にも、「一軍人は禮儀を正しくすべし」とある如く、敬禮を忘れてはならぬ、兵舎内の時には、缺禮するやうな事は間々ないが、初年兵當時に外出するに、遂に世間が珍らしさに氣を奪はれて、上官が眼の前に來た事も知らずに缺禮して、とがめられる等の例は澤山にある。

勿論初年兵として缺禮しやうなぞ云ふ、横着な心持のあらう筈はないが、外出の珍らしさから來るソワ／＼した氣持ちと、上官を見たら敬禮しなければならぬと云ふ、はつきりとした習慣がない時には、遂にぼんやり缺禮をして終ふ。その心事は決して憎むべき事ではないが、軍隊はそれを許すものではない。

されば各員は外出したならば、苟くも、軍服を見たら敬禮をすると思ふて構はでなければならぬ。それが遠くからみて、自分の同僚であると思ふても構は

ぬ、自分から敬禮する事は、何んだか自分が低いものゝやうに考へられるけれど、決してさうではない、よしや自分よりも位の低いものであつても、自分から敬禮を先きにしたさて、それは決して恥ではない、況んや初年兵は、自分より地位の低い者は一人も居らぬのである事を知らなくてはならない。

例へ肩の星が一ツあつても、古参者もある事で、自分より後輩のものゝあるべき筈がないのであるから、常に軍服を見たら敬禮さへすれば、決して間違ひはない、然るに星が一ツだから、自分と同様の初年兵らしいから、敬禮なんかしなくても好いなぞとの横着心を出すものがあるが、外出先きでは古参兵の星一ツのものに缺禮して、時々問題を惹起す等の實例は數限りなくある、是等は、天皇のお諭しになつた、禮儀を正しくしない不埒な兵卒であると言はねばならぬ。

### 中 所持品の始末に就て

何分にもいろ／＼な人々の集合生活であるから、所持品の紛失なきも多し。金銭や貴重品に對しては、既に注意を述べて置いた處であるが、官給品に就いても充分始末をせねばならぬ、各員の俸給が既に、陛下から賜はるのである以上、その支給せられてゐる、武器被服の如きも皆な、陛下より賜つたものである。こんな事は日本軍人の中にあつてはならぬ事であるが解り易いやうに、茲に一人の悪い奴があつて、自分に給せられてゐる官給品の或る物を、粗末に取扱ふて使用に耐えなくなつたとする、とその品物を秘かに他へ捨て、完全な品物を所持してゐる甲の物を盗んで來る、さあ甲は知らぬ間に大切な官給品を盗まれたのであるから、どうしたら好いか迷ふ、中には秘かに外出の折に、代用品を買つて來て、恰も官給品の如く装ふてゐるものがあつたと假定する。

同一な品物の如くに見えても、兵舎の前あたりの雜貨店で販賣してゐるものと、實際官給された品物とは少しく違つた點がある。

其處で武器の検査の際に、検査官に発見されて始末書を取られる等の事がある。それが嫌さに、甲は更に乙の物を盗む、乙は更に丙の物を、丙は丁の物と云ふ風に、一人の悪人のために、幾人又幾十人のものが、心ならずも盗人を初める事となる。

盗むなと諭しても既にさう云ふものがあつたミスすればそれは心根の腐つた奴であるから、各自が注意して、さうした盜難に逢はないやうにせねばならぬ。若し紛失したならば、第二第三の人の迷惑になるやうな事をせず、直ちに紛失の届出をして、更に支給を仰ぐ事にしない、その波及する迷惑は實に大なるものである。

### ノ、家庭との通信に關し注意すべき事項

各員が入隊したその日から、家庭の人達は各員の身の上に對して、『どうか間違へのないやうに、無事に勤め上げて呉れ』と一時たりとも神佛に禱らぬとてはないのである。それ故に各員は一週に一度、外出が出来て家庭に行けるものは別であるが、家庭へ行く事の出来ぬ人は、一ヶ月に一二回は必ず、無事で勤務してゐる事を、手紙で知らせる事が必要である。

勿論嘘偽りを知らせて、悦ばせる必要はないが、心配するやうな事を書けば、必ず親兄弟はどんなに心配するか分らぬ。普通學校の寄宿舎等に居るのは違ふのであるから、普通の場合ならば、左のみ心配する程の事でもないのが軍隊だと心配の度が強いのである。

手紙で思ひ出したが、著者の現役當時に面白い話があつた。或る初年兵が官

い加減な手紙を親に出したものだ、それが如何なる事を書いてあつたかは誰も知る由はなかつた。すると或る日、田舎から老人夫婦が重さうに、大きな鐵鍋を背負つて、面會に來た、衛兵がその鐵鍋に驚いて終つた、兎に角面會に來たのであるから、その旨を中隊に傳へ、更に初年兵に傳へた、初年兵も少々當惑した面持で面會所へ行つた。やがて暫らくすると、その初年兵の兩親が、中隊長に面會を求めたので中隊長が面會してみた處が驚いた。

何んでもその初年兵は兩親から金錢を貰ふ手紙を出した、それも普通の小使錢以上の多額を要求する關係上、

「自分は炊事當番中大きな鍋を誤つて毀して終つた、それを辨償しなければならぬから金を送つて呉れ」と

言つてやつたものだ、其處で兩親にすれば可愛い倅が炊事當番で、鍋を毀し

て辨償しなければならぬとあるから、嚙ぞ困つてゐるであらう、殊に初年兵では外出も充分に出來ないであらうし、よしや外出しても軍隊で使ふやうな大きな鍋を賣つてゐる處も分るまいからと、兩親が先きまで苦勞をして、東京へ出て來て彼方此方の金物屋を探して一番大きな鍋を買つて持ち込んで來た事が分つた。

事情を聞けば兩親としては決して無理ではない、一種の悲喜劇である、其處で中隊長は兩親に、そんな事の嘘であつた事をよく説明して、折角持つて來た鍋を持たして歸國させた、そしてその初年兵は大目玉を喰つた事がある。

それから今一つの滑稽談は、やはり初年兵が金を無心するに際して、普通の品物を毀した位の事では、親の方が承知しまいのみならず、送金の額も少いであらうと、いろいろ考へた果てが、

「遂に粗忽の餘り整頓を毀して辨償しなければならぬから金を送つて呉れ」と親元へ手紙を出したものだ、果して初年兵の考へた通り親元でも吃驚した、鍋や釜ならばおよその金額も想像がつくが、整頓を毀したとあるのだから、どんなものを毀したのやら分らぬ、従つて金を送るにしても、その位送つたら足りるのやら、足らぬのやら分らぬ、結局その親は考へ抜いた果に、これは軍隊生活をして来た人に聞くより途がないと思つたので、村の在郷軍人に問ひ合せたらしい、その結果次のやうな手紙が来た。

「整頓を毀したさうなか、以後は氣をつけなければ可けない、金を送れとの事であつたが、村の〇〇さんのお話では金では買へぬものさうで、何んでも『右へ倣へ』ば好いこの事だから、右へ倣つて辨償なさい』

との返事で、有擧の初年兵の名案も遂に効を奏せずして、暫らくその返事を

見て微苦笑を洩らしてゐた——これ等は實に嘘のやうな事實談で、その馬鹿々々しさはお話の外であるが、それ程に兩親達は、各員の入隊後の身上に就いては、陰ながら平安なれと禱つてゐるのであるから、苟しくも心配をかけるやうな手紙は一切出さぬやうにせねばならぬ。

オ、面會人を餘り呼ぶな

入隊の當初は、何れを見ても知らぬ人ばかり、その上に全然今迄違つた生活に入つた關係もあるので、何んもなく淋しい、且つ家庭が懐しいものである、斯うした折に、家庭から手紙の来るさへ嬉しい位であるから、況んや面會人の訪れを受ける位慰めはない、けれどもこれは本人に執つて甚だ不利益である、何故ならば淋しい心持は一日も早く捨て、兵舎生活に同化して行かなければならぬ身であるから、手紙は別として、面會人の来る毎に所謂里心が出て、

何時まで心淋しさが失せない。殊に妻子に面會する事は、一層里心を助長するもので、家庭戀しさから、大膽にも脱營などを企てるのは、何れも意思の薄弱な、里心を捨てる事の出来ない人々である。

故に自分が外出が出来ず、どうしても家庭的の問題で、家庭の人と面會をせねばならぬやうな重大な事件の無い限りは、面會人はなるべく呼ばぬやうにせねばならぬ。

中には面會人が毎日のやうに来る事を以て一つの誇りと心得てゐるものもある、それよりは尚ほ不埒なのは、面會人の来る事に依つて演習が休めるなどの量見を出してゐるものもあるが、これ等は兵隊として、自己の職責を辨べざる、不忠の臣である。

面會人が多く来れば、それだけ軍隊生活に同化する期間も長びくし、學科、

術科も成績が不良に終り、郷土に飾る榮譽もなく、満期に際しても二等卒で歸休しなければならぬ事となる。何れにしても面會人は萬已む得ざる限りは呼ばぬ方針でなくてはならぬ。

但し日曜日に、他人は外出しても、自分のみ營舎にあつて、そして面會人を呼ぶ事は、間違へもなく、又金錢を使はずに済むと云ふ一舉兩得もある、それ以外の平日の面會人は絶対に、自分から拒絶すると云ふ決心がなくては、畏れ多くも君に捧げたる身の奉公の完きを得られない。

夕、被服を大切にせよ

これは各員が、古參兵卒の身の上上に就いて少しく、氣をつけて觀察すれば直ぐに分る事であるが、被服の汚れたものや、又はダラシないものを着てゐる兵卒に、成績好いものは居ない、これは敢て軍隊のみに限る現象ではなく、一般

社會でもさうだが、身だしなみの悪いものに、成功した例がない。

喰べる事は自分さへ黙つて居つたならば、如何に粗食をしてゐやうとも、第三者には分らないが、着物はさうは行かない、その人間の如何なる人物かを、知らない人が判断をする唯一な方法としては、どうしても衣服の善悪に依つて観別される、と同時に軍隊生活の場合でも釦の取れてゐるやうな、又は腋の下に綻びのあるやうな服を着てゐるものは、必ず何處かに心の幾分を抜けてゐる事を現はしてゐるものだ。

心のキチンとしてゐるものは、釦の取れてゐるものや、綻のある服などを平常着てはゐない。故に各員は常に衣服の手入を忘れてはならぬ、それはやがて自己の精神を見透かされる事になるからだ。

少しでも汚れたらば、僅な時間を利用して洗濯をし、綻びを發見したら、

後でと言はず直ぐその時に手入をする、さうして置けば何時その服を着なければならぬやうな事に出逢ふても、直ぐに着て出て、少しも耻を受けずに済む。

殊に被服は汚れたから、又は破れたからこて無制限に支給されるものではない、支給される時期が一定してゐるのであるから、自分のみ汚れた服を着てゐる事は、取日も直さず手入をしなかつた、所謂無精者の表現となるのである。心して被服の手入を忘れぬやうにせねばならぬ。

### ヤ、武器の錆を恐れよ

被服以上に手入を忘れてならぬものに、武器がある、而も武器は往々にして錆を生じ易い、と云ふのは砂埃りもない、静かな處で演習するのではなく、常に屋外演習であるから、砂埃りを受ける事は非常なものである、その上に演習が猛烈であるから、嚴寒の日でも汗だく／＼になる、汗には鹽氣を含んでゐる

から、斯うした汗なり、肉體から出る脂肪なりが附着するに、直ぐに錆がつく。

各員は日露戦争後に出来た俗語で、ラツパ節を知るであらうが、彼の唄にもある通り、武器に錆がつけば軍人最大の耻辱である。完全なる武器の手入れは、朝、晝、晩の三回に行はねばならぬ。

殊に銃の如きは最も恐るべきもので、外部の錆は容易に眼につくが、銃身の内部は全く見えぬために、往々手入を怠ると錆が生ずる。

今銃に錆がついてゐるとする、それで實彈射撃でもやれば、こんな結果になるか、照準は正確なのに、標的には當らない、それは錆のために彈道に（彈の走る道の事）變化を與へるからである。折角好い武器を與へられても、自分の不注意から、正確な筈のものも不正確に陥る事となる。

### マ、靴は常に磨け

武器被服の手入と共に、靴の手入を忘れてはならぬ、靴の手入を忘れると、一里も歩けば早速に靴傷が出来る、即ち靴擦れである、靴傷の原因は、手入をせぬ靴を穿く事、汚れたる靴下を穿いてゐる事と、足の不潔から生ずるものである。

以上三ツの原因の何れの一ツからでも靴傷は起るし、時には第一第二の原因又は第二第三の原因が併合して起る場合もある。前の方で靴下は常に清潔なものを使用するやう注意して置いたのも、實はこれに關聯してゐるからである。

### ケ、雑談のヒマに本を讀め

軍隊と云ふ處は、朝起きるから寝るまでの間、唯だの一時無駄な時間はないやうになつてゐる。演習のない時間は、遊びの時間と思ふたら間違へであ



る、さうした時間の餘裕は武器被服の手入のために與へられる時間である。

故に前項に述べたやうに、武器被服の手入をする事で、萬一尙ほ時間に餘裕があつたらば、同僚の者と無駄話などをせぬやうに、學科に必要な書物を読むとか、或は精神修養になる書物を読むと云ふ風にせねばならぬ。『つはもの』『我家』『战友』などは特に勧める。

昔からの諺の如く、口は禍の門、舌は禍の根とやらで、無駄話をしてゐる、お互ひに笑合つてゐる中は好いが、人間は感情の動物であるから、何んの氣なしに饒舌つた事も、相手の感情を害すやうな事が出来る、用件の他は餘り冗談口を叩かぬやうにして、さうしたヒマがあつたらば、郷里へ手紙を書く時間に當てるか、書物を読むやうにする事である。

各員は何れ期滿れば家庭の人となるのであるから、職業上の書物を読んで、

在營中、雖も職業上の智識を失はぬやうに心掛ける事も、亦必要な事である。

フ、他人を妬んだり羨むな

共同生活をする上に最も禁物なのは、他人を妬んだり、羨む事である。一家夫婦の仲でさへ嫉妬が起れば、破壊されて終ふ。況んや同じやうに何百何千と云ふ、血氣盛りの青年の共同生活をする兵營で、一度これが起れば不平の念はそれからそれへと湧き起る、一日として愉快なる日を送る事は出来ない。

他人を妬んだり、羨む以前に、自己の行爲を充分に考へてみる必要がある。すれば必ず自分は他人に羨まれるやうな事をしてゐない事が胸に浮んで来る。他人の美望の的にならうと思つたらば、自己を殺す（即ち我を捨て）碎身粉骨勤勉すれば好いのである。

されば不平の念を捨て、發奮心を起さなくてはならぬ、それを妬んだり、

美んだりすれば、自分は不平に胸が燃え、自然他人の悪口も言はなければならぬやうな事になり、悪口すれば必ずその返報は来るものである。

コ、悪口されても他人を恨む

如何なる人物でも、敵もあれば、味方もあるのは、これは仕方のない事である。故に自分を譽める人もあるであらうし、又反対に悪口云ふ人もあるのは、自然の現象である、他人に悪口されたからとて、自分も悪口して好いと云ふものではない。

思慮のある人は、決して他人の悪口は言はない、他人の悪口を言ふものは、自分自身が悪口を言はれるやうな人間であるからだ、従つて心ある者は他人の悪口を聞いて、直ちに悪口された人を、悪口する人の言ふ如く、悪くは考へないものである。

甲が悪口したから、乙も悪口して好いと言つて、お互ひに悪口し合つては、結局その悪口は喧嘩兩成敗で、聞く人からすれば何れを是とも非とも決し兼ねるから、二人共悪いのだと云ふ事に歸決されて終ふ。

されば第三者から自分が悪口されてゐる事を聞いたならば、靜かに自分の胸に手を當て、悪口されてゐる事と、自分の言行とを考へてみる、若し悪口されてゐるやうな事を、過去に於てやつてゐる氣づいたならば、今後は改めれば好い、又自分として少しも悪口されるやうな行爲がないとするならば、それは單なる中傷の言であるから、さう云ふ中傷者に對して警戒すれば好い、と同時に第三者に、自分が悪口されるやうな人間か、人間でないかを、行爲の上で示して行けば足るのである。口で辯解すると却つて、對手方を悪口しなければならなくなるから、結局は悪口の言ひ合ひで、二人とも傷物扱ひを受けるに至

る。

### エ、責任觀念を知らぬ

責任觀念のない人間は、人類中の劣等人物である、共存共榮の生活をする人類社會で、自分のした事に對して、自分で責を負はない人間は、人間としての價値を失つてゐるものである。

よく世間には卑怯な人間が居つて、自分が粗忽からした事でも、その責任問題が起つて來ると、他人は知るまいなぞと考へて、恰も第三者の行爲でもあるかの如く、責任を他人になすりつけやうとする。これは最も人格の劣等なもので、日本國民としては耻づべき行爲である。兎んや軍人たるものに於ては、その事の善惡に不拘、自分のした事に對して絶対に責任を負はなくてはならぬ。

善い事だけは自分のした事にし、悪い事は他人のした事になすりつけたりするやうな、卑怯未練な行爲は、軍人として資格を自ら失ふものと心得ねばならぬ。

故意でやつた事ならば當然の話、よしや粗忽にやつた事にせよ、自分で誤つた事であつた場合には、自ら進んで名乗りを揚げて、その責を負ひ、且つその處分に潔くつかなくてはならぬ。

### テ、贈物に就て

世間では物の贈答の觀念を誤つてゐる人がある、これは一ツの人儀として、時の古今國の東西を問はずに行はれてゐるものであるが、中には人儀云ふ事の以外に、自己の利益のために、贈物をする人がある、これを差して贈賄と云ふ、最も厭み嫌ふべき事である。

例へば自分の成績を好くして貰ひ、且つ重く用ゐられんがために、その要路の眼上の人に贈物をする、俗に言ふ賄路を使ふと云ふ奴で、斯様な事は根性の最も拙劣なるものゝなす業である。

勿論多数の中には、賄賂次第で善悪左右する不埒な眼上の人もあるが、何れもその心情は劣の劣たるもので、憎みても尙ほ餘りある行爲である。

幸に我國の軍隊には左様なものは一人も居らないから、よしや各員の方で持つて行つても受取る人はないが、さうした卑しい量見を出してはならぬ。

地方人には、一人の伴が入營したのだ、嚙ぞ辛からう、なるべく樂な方に廻はして貰ふやうになどと、とてつもない不量見を起して中隊長、又は特務曹長の家庭へ贈物をして、突き返されて耻を搔いたと云ふ例は澤山にある。

それから今一ツは、斑長又は斑の上等兵などを、日曜の際に料理屋に招待

したり、又は家庭へ招待して、御馳走政策を試みるものもあるが、これ等は自らの疚しい心根を表すものでこそあれ、何等の効果のあるものではない。

又心ある斑長や、上等兵は勿論左様な招待に應じない、却つてさう云ふ初年兵の心情を看破して、憎しみを加へるやうな例もあるから、家庭の人にもこの事はよく傳へて、間違へても左様な卑怯な考へを懐かせぬやうに注意する事である。

### ア、火の元を用心せよ

兵營ではふしだらに煙草を吸ませない事になつてゐる、一定の場所に於て喫煙する事になつてゐるが、往々隠れて規定外の場所で煙草を吸いたがるもので左様な事は絶対に許さぬのであるが、萬一規則を犯したとしても、煙草の吸殻や、マッチの火のついたものを、無暗矢鱈の處に捨てゝはならぬ。

幸ひ我國の軍隊で、出火した例はないから好いが、無いからとて安心は出来ない、各員の中の一人でも、不注意なものがあつたとしたら、それこそ大事件である。

出火の例のない事は幸中の幸であるが、その上にも、この心掛けを以て、火を敵と心得て粗忽のないやうにせねばならぬ。

『火の用心壁に貼るより胸に貼れ』

各兵 初年兵 讀本 (完)

青年教育會趣旨

物質文明謳歌はやがて精神文明の荒廢となり、人心の動搖今やその極に達し國家を危機に瀕せしめんとするものあり、是れ有史以來の痛恨事、我等同志相謀り、茲に青年教育會を組織し、我が春秋に富める青年をして、一意邁往、國家の基礎を強固ならしめ、且つ世界の趨勢に順應し、その進路を誤らしめん事を期す。

大正十五年八月

青年教育會同人白

# 本會の事業

- 一、青年教育に關する講演
- 二、青年教育に必要な文書出版
- 三、青年教育上に關する相談

## 本會の役員

顧問	衆議院議員辯護士	横山勝太郎
顧問	東京市會議員辯護士	高橋義次
理事長	二六新報主筆	倉辻白蛇
理事	前萬朝報記者	上原武十郎
理事	醫界通信社長	江刺家潔
理事兼幹事	産業醫學雜誌社主幹	深海豐二
	毎月新聞主筆	

大正十五年八月廿七日印刷  
大正十五年九月一日發行

# 初年兵讀本

(錢拾貳金價定)

有所權著作製複許不

編輯者 兼 發行所 兼 東京市四谷區東信濃町八  
青年教育會代表者 深 海 豐 二

印刷者 東京市芝區櫻田太左衛門町七  
天 沼 藤 太 郎

印刷所 東京市芝區櫻田太左衛門町七  
天 沼 印 刷 所

## 發行所

東京四谷東信濃町  
電話四谷三六八三

青年教育會  
振替東京六三九三九番

## 發賣所

東京市芝區櫻田  
太左衛門町七番地

文 王 社  
電話銀座三八九八番  
振替東京一三四〇三番

292

641

名 氏



終